

広島地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求事件  
国側当事者・国(広島東税務署長)  
平成22年6月17日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	足立 修一
同補佐人税理士	青山 展壽
被告	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
被告指定代理人	首藤 晴久
同	並河 昌廣
同	安藤 直人
同	木村 宏
同	赤代 道郎
処分行政庁	広島東税務署長 甲斐 好徳

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

処分行政庁が平成12年11月1日付けでした原告の平成11年分所得税の決定及び無申告加算税の賦課決定(ただし、いずれも平成17年6月29日付け裁決により一部を取り消された後のもの)をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、平成11年分の所得税につき法定申告期限までに確定申告をせず、処分行政庁から所得税の決定及び無申告加算税の賦課決定をされたため、それらの取消しを求める事案である。

1 関連法令

(1) 所得税法

ア 156条

税務署長は、居住者に係る所得税につき更正又は決定をする場合には、その者の財産若しくは債務の増減の状況、収入若しくは支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱量、従業員数その他事業の規模によりその者の各年分の各種所得の金額又は損失の金額(その者の提出した青色申告書に係る年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額並びにこれらの金額の計算上生じた損失の金額を除く。)を推計して、これを行うことができる。

イ 234条1項

国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、所得税に関する調査について必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第2項及び第242条第10号（罰則）において同じ。）その他の物件を検査することができる。

1号 納税義務がある者、納税義務があると認められる者又は第123条1項（確定損失申告）、第125条3項（年の途中で死亡した場合の確定申告）若しくは第127条3項（年の途中で出国をする場合の確定申告）（これらの規定を第166条（非居住者に対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による申告書を提出した者

(2) 国税通則法

ア 25条本文

税務署長は、納税申告書を提出する義務があると認められる者が当該申告書を提出しなかった場合には、その調査により、当該申告書に係る課税標準等及び税額等を決定する。

イ 66条1項

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納税者に対し、当該各号に規定する申告、更正又は決定に基づき第35条2項（期限後申告等による納付）の規定により納付すべき税額に100分の15の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りではない。

1号 期限後申告書の提出又は第25条（決定）の規定による決定があった場合

2 前提事実（証拠を掲げない事実は当事者間に争いがなく弁論の全趣旨により認めることができる）

(1) 原告は、平成10年3月11日にA（以下「A」という。）を開店し、飲食業を営んでいた。

原告は、平成11年4月30日にAを閉店した後、同年7月1日にB（以下「B」という。）を開店し、風俗業を営んでいる。

(2) 原告は、平成11年分の所得税について、法定申告期限である平成12年3月15日までに、所得税法所定の提出先である広島北税務署長又は広島東税務署長のいずれに対しても確定申告書を提出しなかった。

(3) 処分行政庁は、平成12年9月、原告に対する税務調査（以下「本件調査」という。）を行った。

原告は、処分行政庁に対し、本件調査の際に、①7月から10月までの各営業日における来店者数や接客時間などの接客状況を記載したリスト表、②11月及び12月の各営業日における来店者数及び接客をしたホステスの源氏名や接客時間などの接客状況を記載したリスト表、③9月から12月までの各営業日における来店者数、収入金額及び利益金額を記載した収支表、④③の収支表の支出金額の明細を記載した支出明細表、⑤原告の関係会社である有限会社Cの金銭出納帳、⑥11月中の各期払のホステスに対する給与手当の金額及び同月分の男性従業員に対する給与手当の金額が記載されたノート、⑦12月中の各期払のホステスに対する給与手当の金額及び同月分の男性従業員に対する給与手当の金額が記載された一覧表（以下、①から

⑦の資料を「本件提示資料」という。なお、①から⑦の資料を個別に記載する場合には、「本件提示資料」の後に当該①から⑦の番号を付す。)の各資料を提示した。

(4) 処分行政庁は、本件調査に基づき、原告に対し、平成12年11月1日付けで、平成11年分の総所得金額(事業所得の金額)を6770万7280円、納付すべき税額を2176万2800円とする所得税の決定及び同所得税に関する326万4000円の無申告加算税の賦課決定をした。

(5) 原告は、処分行政庁に対し、平成12年12月31日、上記(4)の各処分に対する異議申立てを行った。

原告は、上記異議申立て後において、処分行政庁に対し、本件調査時には作成していなかったBの元帳(以下「本件提示資料⑧」という。)及びAの元帳(以下「本件提示資料⑨」という。)を提示した。

処分行政庁は、平成13年7月5日付けで、上記異議申立てをいずれも棄却する決定をした。

(6) 原告は、国税不服審判所長に対し、同年8月6日、上記(4)の各処分について審査請求を行った。

同所長は、平成17年6月29日付けで、上記(4)の各処分の一部をそれぞれ取り消し、総所得金額(事業所得の金額)を5630万3900円、納付すべき税額を1754万3700円とし、無申告加算税の額を263万1000円とする裁決をした(以下、この裁決により一部取り消された後の上記(4)の各処分を「本件各処分」という。)

(7) 原告は、平成17年12月2日、本件各処分の取り消しを求める本件訴えを起こした。

### 3 争点

- (1) 本件調査は適法であるか等。
- (2) 本件で所得税法156条に基づく推計の必要性があるか。
- (3) Bの総収入金額に関する推計が合理的なものであるか。
- (4) Bの必要経費に関する推計が合理的なものであるか等。

### 4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)(本件調査は適法であるか等)

#### 【被告の主張】

本件調査は、適法なものである。また、仮に本件調査が適法なものではなかったとしても、本件各処分は適法である。

ア 原告は、平成11年分の所得税について、法定申告期限までに確定申告をしなかったから、本件調査をする必要性はあった。

原告の主張する後記の事情はいずれも否認する。本件調査は社会通念上相当な限度で行われており、適法なものである。

イ 仮に原告の主張する後記の事情があったとしても、これによって本件調査が刑罰法規に触れ、公序良俗に反し、又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたる等重大な違法を帯びるものではないから、本件各処分は適法である。

#### 【原告の主張】

本件調査は次のとおり違法であることなどからすれば、これに基づいてされた本件各処分も違法である。

ア 原告が、Bの店長である乙(以下「乙」という。)が持ち逃げした収入及び支出に関する

資料について、乙から返却を受けるまで、その提出を待つように依頼したにもかかわらず、調査担当者はこれを拒否し、原告の主張を基礎付ける重要な証拠の提出の機会を奪った。

イ 原告は、調査担当者に対し、Bの事情を知る丙（以下「丙」という。）に対する聞き取り調査を行うよう申し出たが、調査担当者はこれを行わなかった。

ウ 原告が、立会権を有する税理士丁（以下「丁税理士」という。）の立会いがあるまで調査を待つように依頼したにもかかわらず、調査担当者はこれを待たず、事実上立会いを拒否した。

エ 原告は、D団体からBの開業資金として3000万円を借入れ、それに対する利息として2000万円以上を支払った。処分行政庁等は、このことを知りながら、上記支払利息を必要経費と認めず、原告に対する本件各処分をした。そして、処分行政庁等は、これにより、D団体から1000万円以上の税金を徴収しなければならないのに、これを100万円に減縮することとした。このように、処分行政庁等は、D団体が本来負担すべき税金は目こぼしする一方、原告のように税金を取りやすい所からは本来取れない税金を負担させるなどしているものである。したがって、本件調査は、租税公平主義、公序良俗に反する違法なものである。

(2) 争点(2) (本件で所得税法156条に基づく推計の必要性があるか)

**【被告の主張】**

本件提示資料①から⑦には、平成11年のBの事業所得のうち総収入金額及び必要経費の一部しか記載されていなかったため、これらにより取引実績額を基礎とした損益計算の方法によることはできなかった。また、本件提示資料⑧についても、収入金額が一括計上されているにすぎず、その内訳を記載した補助簿等の提示もないため、実際の収入金額のすべてが記載されているかどうかなどを検証することができないなど、信憑性に乏しいものであった。

したがって、Bの総収入金額及び必要経費について、本件提示資料①から⑧により、計算をすることはできないから、推計の必要性はある。

**【原告の主張】**

乙は、Bの収入及び支出の状況に関する資料を所持していたから、本件各処分の原処分時には、その資料を提出することが可能であった。また、Bの収入及び支出の状況を知る者が多数存在しており、これらの者が調査に協力することも可能であった。

したがって、推計の方法によらず、総収入金額及び必要経費を実額により計算することは可能であったから、推計の必要性はない。

(3) 争点(3) (Bの総収入金額に関する推計が合理的なものであるか)

**【被告の主張】**

Bの総収入金額に関する推計は、本件提示資料①から③及び⑧を基礎としてされたものである。そして、本件提示資料①から③は、従業員がBの事業の状況を直接記録した原始記録であり、その記載内容も詳細であって、各数値も一致するなど相互に関連性があり、相当程度の信憑性及び正確性がある。

推計の内容も、別紙1のとおり、合理的なものである。以下、詳述する。

ア 別紙1の「実額」欄の平成11年9月から同年12月までの間の「②来店者数」欄記載の各人数及び「③金額」欄記載の各金額は、本件提示資料③に記載された日々の来店者数及び収入金額を毎月ごとに合計した金額である。なお、12月の「②来店者数」欄及び「合計」

の来店者数には、無料来店者数42人が含まれている。

イ 別紙1の「推計」の各欄は、本件提示資料③の保存がない営業日について、実額の把握ができないため、次のとおり、推計により算出した。

(ア) 別紙1「⑤来店者数」の内訳は次のとおりである。

a 7月・・・5105人(次の(a)と(b)の合計)

(a) 本件提示資料①によると、営業日数21日間における来店者数は3971人であった。

(b) 本件提示資料⑧によると、上記営業日数の他にさらに6日間営業していた。そこで、この期間における来店者数(1134人)については、上記(a)の来店者数3971人をその営業日数21日で除した営業日1日当たりの平均来店者数189人に、上記営業日数6日に乗じた。

b 8月・・・5241人(次の(a)と(b)の合計)

(a) 本件提示資料①によると、営業日数23日間における来店者数は4823人であった。

(b) 本件提示資料⑧によると、上記営業日数の他にさらに2日間営業していた。そこで、この期間における来店者数(418人)については、上記(a)の来店者数4823人をその営業日数23日で除した営業日1日当たりの平均来店者数209人に、上記営業日数2日に乗じた。

c 9月・・・209人

本件提示資料①及び⑧によると、同月24日及び25日に営業していたことを前提とする記載があるところ、本件提示資料③には同月24日に243人の来店者があった旨の記載があるが、同月25日に営業していた旨の記載がない。このことに、本件提示資料①には同月25日に243人の来店者があった旨の記載があることをも考え併せると、本件提示資料③には同月24日分の保存がないと認めた。そして、この1日間の来店者数については、本件提示資料①の同月24日の来店者数である209人と認めた。

d 10月・・・383人

本件提示資料③には、同月6日及び7日に営業していた旨の記載がないが、本件提示資料①及び⑧には上記両日に営業していたことを前提とする記載があることから、上記両日には営業していたと認めた。そして、この2日間の来店者数については、本件提示資料①の上記2日間の来店者数である383人と認めた。

e 11月・・・213人

本件提示資料③には、同月22日に営業していた旨の記載がないが、本件提示資料②及び⑧には、同日に営業していたことを前提とする記載があることから、この日には、営業していたと認めた。そして、この日の来店者数については、本件提示資料②のこの日の来店者数である213人と認めた。

f 12月・・・370人

本件提示資料②及び③には、同月9日及び同月15日に営業していた旨の記載がないが、本件提示資料⑧には上記両日に給与手当の金額が計上されている上、株式会社Eの請求書においても上記両日に仕入れがあった旨の記載があることから、この2日間に営業をしていたと認めた。そして、この2日間の来店者数については、本件提示資料③か

ら把握した12月における来店者数4442人を同資料の保存がある営業日数24日で除して求めた営業日1日当たりの平均来店者数185人に営業日数2日に乗じた。

(イ) 別紙1の各月の「⑥金額」欄の金額は、「実額」欄の「③金額」合計1億3017万9000円に、無料券を使用したり無料で来店したりした来店者数合計17人(別紙1附表の「⑤無料来店者数」欄の合計。以下、これらの来店者を「無料来店者」という。)を加えた1万8783人で除して、来店者1人当たりの平均収入額6930円を算出し、各月における「⑤来店者数」を乗じて算出した。なお、上記無料来店者数17人は、上記アで述べた無料来店者42人には含まれていない。

上記「⑤無料来店者数」の具体的な算出方法は次のとおりである。

- a 9月19日の1人は、本件提示資料①による来店者合計168人から、本件提示資料③による収入のあった来店者合計167人を減じた数であり、この1人を無料来店者と認めた。
- b 9月27日の1人は、本件提示資料①による来店者合計178人から、本件提示資料③による収入のあった来店者合計177人を減じた数であり、この1人を無料来店者と認めた。
- c 9月28日の1人は、本件提示資料①による来店者合計206人から、本件提示資料③による収入のあった来店者合計205人を減じた数であり、この1人を無料来店者と認めた。
- d 10月4日の1人は、本件提示資料①による来店者合計188人から、本件提示資料③による収入のあった来店者合計187人を減じた数であり、この1人を無料来店者と認めた。
- e 10月18日の1人は、本件提示資料①による来店者合計179人から、本件提示資料③による収入のあった来店者合計178人を減じた数であり、この1人を無料来店者と認めた。
- f 11月12日の8人は、本件提示資料②に「無料ー8」とある8人を無料来店者と認めた。本件提示資料②による来店者数199人から、本件提示資料③による収入のあった来店者合計191人を減じた数とも一致する。
- g 11月25日の2人は、本件提示資料②に「ー無料2名」とある2人を無料来店者と認めた。本件提示資料②による来店者数211人から、本件提示資料③による収入のあった来店者合計209人を減じた数とも一致する。
- h 12月2日の1人は、本件提示資料②に「タダ」とある1人を無料来店者と認めた。本件提示資料②による来店者数177人から、本件提示資料③による収入のあった来店者合計176人を減じた数とも一致する。
- i 12月10日の1人は、本件提示資料②に「無料券1枚」とある1人を無料来店者と認めた。本件提示資料②による来店者数223人から、本件提示資料③による収入のあった来店者合計222人を減じた数とも一致する。

**【原告の主張】**

否認する。

本件提示資料①から③の来店者数には、無料券により入場した者2200人以上が含まれており、それらの者による収入は存在しない。よって、Bの総収入金額の実額は1億8685万

1400円となるから、推計には合理性がない。

(4) 争点(4) (Bの必要経費に関する推計が合理的なものであるか等)

**【被告の主張】**

ア Bに係る必要経費の内訳は別紙2「被告の主張」欄記載のとおりである。これらの額を超えて原告が必要経費として支出したものはない。以下、詳述する。

(ア) 仕入金額 823万1954円

後記aの金額からbの金額を控除しcの金額を加えた金額。なお、期首商品棚卸高については、Bは新規に開店したものであるため期首棚卸商品は存在しないものであり、また、期首商品棚卸高については、原告が処分行政庁に対してこれに関する資料を提示しておらず、他にこれを認めるに足る事実も見当たらないことから、これらの勘定科目に係る金額はないものとした。

a 本件提示資料⑧による仕入金額 989万3875円

b 上記aのうち必要経費に算入することができない金額  
258万8248円

下記(a)から(e)の合計額である。

(a) 7月8日・・・5万円

7月8日付けで「戊」に対して支払ったとする5万円は「領収証」の標目が「預け証書」と訂正され、ただし書として「戊さんに明日、クリーニング及びチャーム代として預けました」と記載されており(乙11)、仮払金と認められるから、必要経費に算入することはできない。

(b) 8月30日・・・3万円

8月30日付けで「酒代」として支払ったとする155万円は、有限会社Fが9月1日締めでBあてに発行した請求書(乙12)の「御入金額」欄に「1,520,000」(152万円)と記載され、原告もこれを前提とした請求額145万3831円を9月20日に支払い、同額の領収証の発行を受けていること(乙12)から、この差額3万円(155万円-152万円)は必要経費に算入することはできない。

(c) 9月30日・・・149万6200円

9月30日付けで「F」に対して支払ったとする149万6200円は、これを裏付ける領収証等の資料がないから、必要経費に算入することはできない。

(d) 11月26日・・・60万9000円

11月26日付け「G」に支払ったとする60万9000円は、これを裏付ける領収証等の資料がなく、10月26日付けで株式会社Gが発行した領収書(乙13)はあるが、その領収金額は6万0900円である上、この領収書には仕入品目等の記載がなく、何を仕入れたものか不明であり、Bに係る事業との関連性が不明であるため、必要経費に算入することはできない。

(e) 12月30日・・・40万3048円

12月30日付けで「q」に対して支払ったとする40万3048円は、これを裏付ける領収証等の資料がない上、事業との関連性も不明であるから、必要経費に算入することはできない。

c 上記aに算入されていない金額 92万6327円

原告は、株式会社Eに対し、12月分の仕入代金債務92万6327円を有していたが(乙10)、本件提示資料⑧ではこれを必要経費に算入していないから、この債務92万6327円を必要経費に算入する。

(イ) 給与手当の金額 7817万8654円

給与手当の金額は、後記aからcまでの合計金額である。

給与手当は本件提示資料③、④、⑥及び⑦に記載された数値を基礎にしている。これらの資料は原始記録であり、正確性がある。また、この推計は別紙3から5記載のとおり、内容においても合理性がある。以下、詳述する。

a 日払のホステスに対する給与手当の金額 1841万2900円

(a) 別紙3の「実額」欄の「③日払給与」欄の合計金額1138万6931円は、本件提示資料④に記載された日払のホステスに対する給与手当の金額を各月ごとに合計した金額である(別紙3付表参照。なお、別紙3付表において引用する本件提示資料③(乙4)については省略する。)

① 9月13日は、本件提示資料④にメモ書きがあるが、他の日の記載と異なるメモ書きであり、日払のホステスに対する給与手当の支払の事実を裏付けるものとは認められないため、本件提示資料③から15万4500円を認めた。

② 9月19日は、本件提示資料④にはないが、本件提示資料③の当日収入合計117万2500円と当日の利益101万3290円の差額15万9210円を給与手当の金額と認めた。

③ 9月23日は、本件提示資料④には記載があるものの、不完全であるため、本件提示資料③によって20万7000円を認めた。

④ 9月25日は、本件提示資料④による金額9万7000円の金額に、本件提示資料③の同日分の「H¥25000追加」とあるから、この2万5000円を加えた12万2000円を認めた。

⑤ 9月30日は、本件提示資料④にはないが、本件提示資料③から23万7750円を認めた。

⑥ 10月1日は、本件提示資料④によれば「目的及び品名」欄の「日払」の合計金額8万6500円に「支払先名」欄に「功労賞として」の5000円を加えた金額9万1500円となるが、本件提示資料③の「給与」欄に10万6500円に功労賞と思われる5000円を加えた金額11万1500円と相違するため、本件提示資料③による11万1500円を認めた。

⑦ 10月18日は、本件提示資料④にはないが、本件提示資料③から13万6000円を認めた。

⑧ 11月30日は、本件提示資料④にはなく、本件提示資料③にある支出合計11万4171円を給与手当の金額と認めた。

⑨ 12月22日は、本件提示資料④にはないが、本件提示資料③による「給与」24万4750円に「功労賞」5000円を加え、領収証からコンパニオン代と認めた23万4750円を差し引いた1万5000円を日払のホステスに対する給与手当の金額と認めた。

(b) 別紙3の「推計」欄の「⑥日払給与」欄の金額は、以下のとおりの方法で求めた。

7月分、8月分、9月分のうち同月24日分、10月分のうち同月6日分及び同月7日分、11月分のうち同月22日分、12月分のうち同月9日及び同月15日分については、本件提示資料③にも同④にもないため、次のとおり、推計計算の方法によらざるを得ない。

① 上記(a)で求めた日払のホステスに対する給与手当(実額)の合計1138万6931円を、これに対応する実額収入の合計金額1億3017万9000円(9月分から12月分のうち、本件提示資料③にない9月24日分、10月6日分及び同月7日分、11月22日分、12月9日分及び同月15日分を除いたもの)で除して得られた、「実額収入金額に対する実額日払、給与の割合」8.8パーセントを求めた。

② 7月分、8月分、9月分のうち同月24日分、10月分のうち同月6日分及び同月7日分、11月分のうち同月22日分、12月分のうち同月9日及び同月15日分の推計収入金額に、上記①の8.8パーセントを乗じて、別紙3の「推計」欄の「⑥日払給与」欄の各金額を算出した。

b 各期払のホステスに対する給与手当金額 5202万5223円

これを算出するに当たり基礎とした各数値は、別紙4のとおりである。

(a) 別紙4の各月の「実額」欄の「②各期払給与」欄の金額は、本件提示資料⑥及び同⑦に記載された各期払のホステスに対する給与手当の金額を各月ごとに合計した金額である(別紙4付表参照)。

① 11月分のうち中期については、本件提示資料⑥に各ホステスの個別金額の記載がないが、同⑥記載の合計金額260万1063円を認めた。

② 12月分の913万5973円は、本件提示資料⑦記載の各ホステスの個別金額の合計904万9473円に、同月30日の本件提示資料④における「r」に対する「給与前渡」額8万6500円を加えた金額を認めた。

(b) 別紙4の各月の「推計」欄の「④各期払給与」欄の金額は、本件提示資料⑥及び同⑦にない7月から10月の各月について、11月及び12月の「実額」欄の「②各期払給与」欄の合計金額1627万2836円を、これに対応する収入の合計金額6585万6690円で除して得られた、「収入金額に対する実額各期払給与の割合」24.8パーセントを求め、これを7月から10月の各月の合計収入金額に乗じて算出した。

c 男性従業員に対する給与手当の金額 774万0531円

これを算出するに当たり基礎とした各数値は、別紙5のとおりである。

(a) 別紙5の各月の「実額」欄の「②男性従業員給与」欄の金額は、本件提示資料⑥及び本件提示資料⑦に記載された男性従業員に対する給与手当の金額を各月ごとに合計した金額(ただし、12月分については、当該金額に同月30日の本件提示資料④における「I」及び「J」に対する「給与前払」額の合計金額30万円を加えた。)である。

(b) 別紙5の各月の「推計」欄の「④男性従業員給与」欄の金額は、本件提示資料⑥及び本件提示資料⑦にない7月から10月の各月について、11月及び12月の「実額」欄の「②男性従業員給与」欄の合計金額240万6503円を、これに対応する

収入の合計金額6585万6690円で除して得られた、「収入金額に対する実額男性従業員給与の割合」3.7パーセントを求め、これを前同7月から10月の各月の合計収入金額に乗じて算出した。

(ウ) 福利厚生費 29万1258円

本件提示資料⑧による福利厚生費の計上額である。

(エ) 広告宣伝費 122万6250円

本件提示資料⑧による広告宣伝費の計上額である。

(オ) 運賃 400円

本件提示資料⑧による運賃の計上額である。

(カ) 燃料費 121万2039円

後記 a の金額から b の金額を控除した金額である。

a 本件提示資料⑧による燃料費 123万5907円

b 上記 a のうち必要経費に算入することができない金額 2万3868円

後記(a)及び(b)の合計額である。

(a) 11月24日 7160円

11月24日付けで支払ったとするガソリン代7160円は、これを裏付ける領収証等の資料がないから、必要経費として算入することはできない。

(b) 12月23日 1万6708円

12月23日付けで支払ったとするガソリン代1万6708円(二つ)は、同日付けで同一金額のガソリン代が二つ計上されているところ、これに係る納品書(領収書)(乙14)及び領収証(乙15)は、その記載内容が一致しており、二重に計上していると認められるから、このうち一方については必要経費として算入することはできない。

(キ) 旅費交通費 129万7750円

後記 a の金額から b の金額を控除した金額である。

a 本件提示資料⑧による旅費交通費 185万2080円

b 上記 a のうち必要経費に算入することができない金額 55万4330円

後記(a)から(d)の合計額である。

(a) 仮払金に当たる支出 35万円

① 7月24日 5万円

7月24日付けで「九州送迎」として支払ったとする5万円は、領収証のただし書として「九州送迎費前借」と記載されており、仮払金と認められるから、必要経費に算入することはできない。

② 10月9日 15万円

10月9日付けで「出張旅費」として支払ったとする15万円は、領収証のただし書として「大阪遠征 預け金」と記載されており、仮払金と認められるから、必要経費に算入することはできない。

③ 10月23日 15万円

10月23日付けで「出張旅費」として支払ったとする15万円は、領収証によりJに仮払いされ、同月26日の本件提示資料③に「+J遠征費¥150,000

一」として戻し入れられるとともに同日の本件提示資料④で精算されており、仮払金と認められるから、必要経費に算入することはできない。

(b) 本件提示資料⑧に重複記載されているもの 5万7870円

7月24日付けで「駐車料」として支払ったとされる5万7870円は、これに係る領収証の記載内容等からして、有限会社Kに対する同額の寮費の支払との二重計上と認められるから、必要経費に算入することはできない。

(c) 交通反則金 1万5000円

9月8日付けで「駐車料」として支払ったとする1万5800円は、原告名で同日に納付された交通反則金の納付等に係るものであるところ、このうち交通反則金1万5000円は、所得税法45条1項6号により、必要経費に算入することはできない。

(d) 支払を裏付ける領収証等の資料がなく、支払の事実が認められない金額

13万1460円

①	7月6日	有料道路	7万円
②	7月9日	出張旅費	2万円
③	7月10日	通勤代	1万円
④	7月16日	通勤代	1万円
⑤	7月19日	通勤代	5000円
⑥	9月5日	有料道路	200円
⑦	9月30日	駐車料	1260円
⑧	11月27日	駐車料	1万5000円

(ク) 通信費 31万6323円

本件提示資料⑧による通信費の計上額である。

(ケ) 接待交通費 281万9831円

後記aの金額からbの金額を控除した金額である。

a 本件提示資料⑧による接待交際費 326万9831円

b 上記aのうち必要経費に算入することができない金額

11月1日付けで「L」に支払ったとする45万円は、これに係る領収証(乙22)に宛名や日付、仕入品目等の記載がなく、事業との関連性が不明である上、この領収証の発行者M(L、以下「M」という。)に対し確認を行ったところ、同人は、自己の所有する車両をCに対して45万円で売却し、その際、この領収証を発行したものである旨供述している(乙23)から、上記支払は原告のBに係る事業と何ら関連性もなく、これを必要経費に算入することはできない。

(コ) 減価償却費 182万7581円

後記aの金額からbの金額を控除しcの金額を加算した金額である(各資産の減価償却費及びその算出方法については別紙6のとおり)。

a 本件提示資料⑧による減価償却費 284万5682円

b 上記aのうち必要経費に算入することができない金額 124万3275円

後記(a)から(c)の合計額である。

(a) 店舗内装 105万8400円

12月31日付けで「店舗内装」として計上する減価償却費のうち105万8400

0円は、原告が異議調査時に提出した、Bの減価償却費の計算明細書（以下「本件B償却明細書」という。乙24。）によると、6月に取得した「店舗内装」に係るものであり、被告がその支払に係る領収証（乙25）の発行者と思われる「O」を営むPに対して確認を行ったところ、同人はBの内装工事を行っていない旨、また、上記領収証を発行していない旨供述しており（乙26）、上記領収証は何者かによって偽造されたものと認められるから、この内装工事に係る減価償却費105万8400円は必要経費に算入することはできない。

(b) 簡便償却が認められないもの 10万9875円  
後記①及び②の合計額である。

① 間仕切り 7875円

12月31日付けで「店舗内装」として計上する1万5750円の減価償却費は、本件B償却明細書によると、10月に取得した「間仕切り」に係るものであり、この「摘要」欄には「1/2簡便償却」とある。これは、所得税法施行令132条2項（平成10年政令第104号による改正前のもの）のいわゆる簡便償却制度を指すと思料されるが、上記条文は上記改正によって廃止されており、原告の平成11年分の事業所得の計算上これを適用することはできない。

したがって、その減価償却費の計算上、本年中の償却期間は、上記改正後の同条1項1号イ及び2項により、当該資産が業務の用に供された日からその年の12月31日までの期間であり、その取得後直ちに業務の用に供されたとすると、3か月が正しい。

そうすると、本件B償却明細書の計上額1万5750円は、「(ロ)償却の基礎になる金額」欄記載の31万5000円に「(ハ)償却率」欄記載の0.100及び「(ニ)本年中の償却期間」欄の正当な12分の3（3か月）をいずれも乗じて算出した7875円が正しく、これと本件提示資料⑧の計上額1万5750円との差額7875円は、必要経費に算入することはできない。

② Q 10万2000円

12月31日付けで「Q」として計上する15万3000円の減価償却費は、本件B償却明細書によると、11月に取得した「Q」に係るものであり、「(ニ)本年中の償却期間」欄には「6/12（6か月）」とある。これは、所得税法施行令132条2項（平成10年政令第104号による改正前のもの）のいわゆる簡便償却制度を指すと思料され、上記条文は上記改正によって廃止されており、原告の平成11年分の事業所得の計算上これを適用することはできないことは上記のとおりである。

したがって、その減価償却費の計算上、本年中の償却期間は、上記改正後の同条1項1号イ及び2項により、当該資産が業務の用に供された日からその年の12月31日までの期間であり、その取得後直ちに業務の用に供されたとすると、「Q」につき2か月が正しい。

そうすると、本件B償却明細書の計上額15万3000円は、「(ロ)償却の基礎になる金額」欄記載の61万2000円に「(ハ)償却率」欄記載の0.500及び「(ニ)本年中の償却期間」欄の正当な12分の2（2か月）をいずれも乗じて算出

した5万1000円が正しく、これと本件提示資料⑧の計上額15万3000円との差額10万2000円は、必要経費に算入することはできない。

(c) 償却期間が誤っているもの 7万5000円

12月31日付けで「R」として計上する18万円の減価償却費は、本件B償却明細書によると、6月に取得した「R」に係るものであり、この「(ニ)本年中の償却期間」欄には「6/12(6か月)」とある。

しかしながら、当該資産の減価償却費の計算上、本年中の償却期間は、上記(b)のとおり、所得税法施行令132条1項1号イ及び2項により、その取得後直ちに直ちに業務の用に供されたとすると、7か月が正しい(6月から12月31日までの期間。6月に係る端数の期間は1か月として算出した。)

したがって、本件B償却明細書の計上額9万円は、「(ロ)償却の基礎になる金額」欄記載の36万円に「(ハ)償却率」欄記載の0.500及び「(ニ)本年中の償却期間」欄の正当な12分の7(7か月)をいずれも乗じて算出した10万5000円が正しく、これと本件提示資料⑧の計上額18万円との差額7万5000円は、必要経費に算入することはできない。

c 必要経費に算入する金額 22万5174円

後記(a)から(c)の合計額である。

(a) S 17万6704円

12月31日付けで「S」として計上する103万8330円の減価償却費は、本件B償却明細書によると、6月に取得した「S」に係るものであり、「(ニ)本年中の償却期間」欄には「6/12(6か月)」とある。

しかしながら、当該資産の減価償却費の計算上、本年中の償却期間は、上記b(b)のとおり、所得税法施行令132条1項1号イ及び2項により、その取得後直ちに直ちに業務の用に供されたとすると、7か月(6月から12月31日までの期間。6月に係る端数の期間は1か月として算出した。)が正しい。

そうすると、本件B償却明細書の計上額104万1457円は、「(ロ)償却の基礎になる金額」欄記載の625万5000円に「(ハ)償却率」欄記載の0.333及び「(ニ)本年中の償却期間」欄の正当な12分の7(7か月)をいずれも乗じて算出した121万5034円が正しく、これと本件提示資料⑧の計上額103万8330円との差額17万6704円を必要経費に算入する。

(b) T 1万5000円

12月31日付けで「T」として計上する9万円の減価償却費は、本件B償却明細書によると、6月に取得した「T」に係るものであり、この「(ニ)本年中の償却期間」欄には「6/12(6か月)」とある。

しかしながら、当該資産の減価償却費の計算上、本年中の償却期間は、上記b(b)のとおり、所得税法施行令132条1項1号イ及び2項により、その取得後直ちに直ちに業務の用に供されたとすると、7か月が正しい(6月から12月31日までの期間。6月に係る端数の期間は1か月として算出した。)

そうすると、本件B償却明細書の計上額9万円は、「(ロ)償却の基礎になる金額」欄記載の72万円に「(ハ)償却率」欄記載の0.250及び「(ニ)本年中の償却期間」

欄の正当な12分の7（7か月）をいずれも乗じて算出した10万5000円が正しく、これと本件提示資料⑧の計上額9万円との差額1万5000円を必要経費に算入する。

(c) U 3万3470円

12月31日付けで「U」として計上する20万0812円の減価償却費は、本件B償却明細書によると、6月に取得した「U」に係るものであり、この「(ニ)本年中の償却期間」欄には「6/12（6か月）」とある。

しかしながら、当該資産の減価償却費の計算上、本年中の償却期間は、上記bのとおり、所得税法施行令132条1項1号イ及び2項により、その取得後直ちに直ちに業務の用に供されたとすると、7か月が正しい（6月から12月31日までの期間。6月に係る端数の期間は1か月として算出した。）。

そうすると、本件B償却明細書の計上額20万0812円は、「(ロ)償却の基礎になる金額」欄記載の80万3250円に「(ハ)償却率」欄記載の0.500及び「(ニ)本年中の償却期間」欄の正当な12分の7（7か月）をいずれも乗じて算出した23万4282円が正しく、これと本件提示資料⑧の計上額20万0812円との差額3万3470円を必要経費に算入する。

(サ) 賃借料 263万9000円

本件提示資料⑧による賃借料の計上額である。

(シ) 保険料 4万5000円

本件提示資料⑧により保険料の計上額である。

(ス) 修繕費 77万4788円

本件提示資料⑧による修繕費の計上額である。

(セ) 水道光熱費 52万8004円

後記aの金額からbの金額を控除した金額である。

a 本件提示資料⑧による水道光熱費 61万8128円

b 上記aのうち必要経費に算入することができない金額 9万0124円

本件提示資料⑧には、9月27日付け及び10月13日付けで電気代を各9万0124円支払ったとの各記載があるところ、これに係る電気料金請求書（乙28の1・2）及び電気料金領収証（乙29の1・2）の記載からすると、上記各記載は、8月分の電気料金の二重計上と認められ、したがって、9月27日付けで支払ったとする9万0124円は必要経費に算入することはできない。

(ソ) 消耗品費 564万6074円

後記aの金額からbの金額を控除した金額である。

a 本件提示資料⑧による消耗品費 776万3474円

b 上記aのうち必要経費に算入することができない金額 211万7400円

後記(a)から(e)の合計類である。

(a) 9月4日 7万円

9月4日付けで原告に返却したとする7万円は、その支払に係る領収証（乙32）のただし書に「女子社員、前借返・」とあり、受領者が「V社長」とあるから、前払金の回収と認められ、必要経費に算入することはできない。

(b) 9月28日 5万円

9月28日付けで「布団代」として5万円を支払ったとするが、その支払に係る領収証(乙33)のただし書には「布団代として」とあるところ、原告は、同日、布団代としてW広島店に4万0866円を支払い(乙34)、同日の消耗品費として計上しているから、それに加えてこの5万円を必要経費に算入することはできない。

(c) 10月14日 37万円

10月14日付けで「X」に対して支払ったとする37万円について、この支払に係るY株式会社(以下「Y」という。)発行の「¥370000-」(37万円)と記載された領収証(乙30)は、仕入品目等の記載がない上、その下部に「但し、貼付レシート金額を、正に領収しました。※レシート貼付、割印、取扱者印の無き場合は無効と致します。」とあるところ、Yの発行した他の領収証(乙31の1・2)には、レシートが貼り付けられ割印がされているのに、上記領収証(乙30)には、割印がされた形跡はあるものの、レシートは貼り付けられていない。また、上記領収証の日付と金額・宛名は、別の筆記用具で記載されている。

これらからすると、上記領収証に係る37万円については、支払の事実が認められず、必要経費に算入することはできない。

(d) 給与手当の金額で考慮しているため必要経費に算入できない金額 4万円

本件提示資料⑧には、「Z」として、10月1日、11月24日、12月4日、同月22日、同月24日及び同月28日に各5000円、同月29日に1万円が支払われた記載があるが、乙35の1から7によると、これらは「功労賞」として従業員に支払われたものと認められ、原告はこれを給与手当の金額として考慮しているから、さらに消耗品費として必要経費に算入することはできない。

(e) 支払を裏付ける領収証等の資料がなく、支払の事実が認められない金額

158万7400円

本件提示資料⑧には、7月31日にaに対し16万5000円、9月14日にbに対し6万円、同月30日にdに対し45万円、電気製品に66万9500円、ソファテーブルに24万2900円支払った旨の記載があるが、これを裏付ける領収証等の資料はなく、支払の事実は認められない。

(タ) 事務用品費 25万5470円

後記aの金額からbの金額を控除した金額である。

a 本件提示資料⑧による事務用品費 25万7674円

b 上記aのうち必要経費に算入することができない金額 2204円

9月3日に原告に支払ったとする2204円は、これを裏付ける領収証等の資料はないから、必要経費に算入することはできない。

(チ) 租税公課の金額 2万7640円

本件提示資料⑧による租税公課の計上額である。

(ツ) 支払手数料の金額 11万5950円

後記aの金額からbの金額を控除した金額である。

a 本件提示資料⑧による支払手数料 291万5950円

b 上記aのうち必要経費に算入することができない金額 280万円

本件提示資料⑧には、7月1日に丁税理士に100万円、同月31日、8月31日、9月30日、10月31日、11月30日及び12月31日にみかじめ料を各30万円支払った旨の記載があるが、これらを裏付ける領収証等の資料はないから、必要経費に算入することはできない。

(テ) 諸会費 7200円

本件提示資料⑧による諸会費の計上額である。

(ト) 新聞図書費 4万2230円

本件提示資料⑧による新聞図書費の計上額である。

(ナ) コンパニオン代 2268万7550円

派遣会社から派遣された接客担当の女性（以下「コンパニオン」という。）に支払われた報酬金額とコンパニオンの派遣元である株式会社e（以下「e」という。）に支払われた派遣手数料の金額の合計が2268万7550円となる。

(ニ) 外注費 418万8057円

本件提示資料⑧による外注費の計上額は724万1207円であるが、このうち7月1日から同月31日の計上額合計305万3150円は、eへの派遣手数料であり、上記(ナ)において必要経費に算入したため、この差額418万8057円を外注費として必要経費に算入する。

(ヌ) 販売手数料 31万9000円

本件提示資料⑧による販売手数料の計上額は61万9000円であるところ、このうち10月29日の計上額30万円は、「I」に対し「紹介料」として支払ったとするものであるが、①その支払に係る領収証（乙36）のただし書に「衣装代、貸付金」とあること、②同日付けの本件提示資料③には当該支払が「貸付金」として記載されていること、同じく同日付けの本件提示資料④には当該支払が「衣装貸付代金」として記載されていること、これと同日30日にfが発行した領収証（乙37）の金額が同額であって、この領収証のただし書に「制服代金の頭金として」とあり、本件提示資料⑧にはこの支払が同月30日付けの消耗品費として計上されていること、以上からすると貸付金と認められ、したがって、fに対する支払に加えてI（以下「I」という。）に対する紹介料30万円を必要経費に算入することはできない。

(ネ) 寮費 414万6966円

本件提示資料⑧による寮費の計上額である。

(ノ) 報酬 0円

a 本件提示資料⑧による報酬の計上額は2435万円であり、各支払のいずれも「丙」に対するものとされているところ、原告は、異議調査時に、処分行政庁に対し、この支払根拠として、有限会社g（以下「g」という。）を発行者とする領収証の写し5枚（領収金額合計2120万円）を提出した。

b しかし、これらの領収証にはいずれも仕入品目等が記載されておらず、Bの事業との関連性が不明である上、gは、同社の商業登記簿（乙39）によると、平成8年6月1日に解散しており、これらの領収証の発行日時点では既に実体がなくなっていたこと、丙はgの役員にも登記されていなかったことからすると、これらの領収証から、当該報酬の支払の事実を認めることはできず、上記報酬2435万円を必要経費に算入するこ

とはできない。

(ハ) 雑費 111万9731円

後記 a の金額から b の金額を控除した金額である。

a 本件提示資料⑧による雑費 148万1431円

b 上記 a のうち必要経費に算入することができない金額 36万1700円

後記(a)から(c)の合計額である。

(a) 仮払金に当たる支出 35万円

(b) 11月5日 9000円

11月5日付けで支払ったとする9000円は、科料として納付したものであるから、所得税法45条1項6号により、必要経費に算入することはできない。

(c) 支払を裏付ける領収証等の資料がなく、支払の事実が認められない金額

2700円

8月31日の t に800円と9月4日の1900円

(ヒ) 支払利息 0円

本件提示資料⑧による支払利息の計上額は2324万円であるところ、これを裏付ける領収証等の資料はなく、この支払利息に係る資金借入れについては、借入れの具体的内容（借入先、借入日、借入れに係る元本、弁済期及び利息等の約定など）だけでなく、借入れの事実すら明らかでなく、Bに係る事業との関連性も全く不明であるから、この支払利息を必要経費に算入することはできない。

イ Aに係る必要経費

Aに係る必要経費の内訳は別紙7「被告の主張」のとおりである。これらの額を超えて原告が必要経費として支出したものはない。

これらの必要経費は、いずれも本件提示資料⑨による計上額である。

ただし、旅費交通費のうち、2月18日から同月20日までの3日間の合計額8万5080円については支払を裏付ける領収証等の資料がないから必要経費に算入することはできず、賃借料のうち、各月7万円の4か月分合計28万円については借入金の返済と認められるから必要経費に算入することはできず、消耗品費のうち、1月25日及び2月25日の各16万円については借入金の返済と認められるから必要経費に算入することはできない。また、本件提示資料⑨による雑損失の計上額は366万9825円であるところ、これも必要経費に算入することはできない。なぜなら、原告が異議調査時に提出した店舗内装代399万円について、処分行政庁がその支払に係る領収証（乙42）の発行者と思われる「O」を営むPに対して確認を行ったところ、同人はAの内装工事を行っていない旨、また、上記領収証を発行していない旨供述しており（乙26）、上記領収証は何者かによって偽造されたものと認められるから、この建物付属設備の除却に係る雑損失366万9825円は必要経費に算入することはできない。

ウ 以上を前提とすると、原告の平成11年における総所得金額は、総収入金額2億1390万1350円から必要経費の金額1億4308万8267円を差し引いた7081万3083円であり、ここから148万2801円を所得控除した6933万円が課税総所得金額となる。これに対する所得税額は2316万2100円であり、ここから25万円の税額控除をした後の2291万2100円が、原告の納付すべき所得税の金額である。

そして、本件処分において決定された所得税の金額1754万3700円は、これを下回っているから、本件各処分はいずれも適法である。

**【原告の主張】**

ア 否認する。

Bに係る必要経費は、別紙2「原告の主張」欄記載のとおりである。

(ア) 別紙2「必要経費」の項目3から5、8、11から14、17、19から22、24及び26は、いずれも認める。

(イ) 別紙2「必要経費」の項目2の給与手当は否認する。

Bの給与手当の実額は9759万4546円である。

(ウ) 別紙2「必要経費」の項目1、6、7、9、10、15、16、18、23、25、27及び28は、いずれも被告の主張する額を超えて必要経費として支出したものがあつた。その内訳は、別紙8のとおりである。

イ Aに係る必要経費は、別紙7「原告の主張」欄記載のとおりである。

(ア) 別紙7「必要経費」の項目1から9はいずれも認める。

(イ) 別紙7「必要経費」の項目10は否認する。Aの店舗内装代金として399万円を支出しており、その未償却残高は366万9825円である。そして、平成11年中にAの店舗の事業を譲渡したことによつて、未償却残高である366万9825円が雑損失となつたので、これらの費用も必要経費に当たる。

ウ 別紙2及び同7のとおり、総収入金額1億9073万3220円の売上げに対し、2億2336万6858円の経費がかかつたから、平成11年における原告の事業所得の金額は、3263万3638円の損失であり、所得はない。

よつて、本件各処分は、いずれも違法である。

**第3 当裁判所の判断**

**1 争点(1) (本件調査は適法であるか等) について**

(1) 所得税法234条1項の規定は、国税庁、国税局又は税務署の調査権限を有する職員において、当該調査の目的、調査すべき事項、申請、申告の体裁内容、帳簿等の記入保存状況、相手方の事業の形態等諸般の具体的事情に鑑み、客観的な必要性がある場合には、上記職権調査の一方法として、同条1項各号規定の者に対し質問し、又はその事業に関する帳簿、書類その他当該調査事項に関連性を有する物件の検査を行う権限を認めたものであつて、この場合の質問検査の範囲、程度、時期、場所等実定法上特段の定めのない実施の細目については、上記質問検査の必要があり、かつ、これと相手方の私的利益との衡量において社会通念上相当な限度に止まる限り、権限ある税務職員の合理的な選択に委ねられていると解される。

(2) 証拠(甲1、乙43)及び弁論の全趣旨によると、本件調査の経緯として、次の事実が認められる。

ア 調査担当者は、平成12年9月5日、Bに臨場したところ、原告が不在であつたため、原告と電話し、翌日午前10時に原告の自宅で面接する旨約束した。その際、原告は、Bの経営者は原告である旨述べるとともに、調査担当者の調査協力要請に対し協力する旨申述した。

イ 調査担当者は、同月6日、原告の自宅に臨場し、原告に対し、Bに係る営業許可の名義人である乙について質問したところ、原告は、乙は従業員の給与を所持したまま行方不明になつている旨述べた。また、原告は、調査担当者に対し、資料はここに全部用意してあるので

全部持って帰ってほしい旨申し出た。そして、原告は、調査担当者に対し、本件提示資料①から④のほか、仕入れに係る請求書、領収証等を提示した。

ウ 調査担当者は、同月 8 日、原告の依頼により h 1 階の店舗に臨場し、原告に対し、現時点までの調査結果（調査後の所得金額及び納付すべき税額等）について説明したところ、原告は、調査担当者に対し、既に提出しているものの他に必要経費に算入すべきものがないか等を検討させてほしい旨申し立てた。

エ 原告は、調査担当者に対し、平成 12 年 9 月 13 日及び同月 14 日に広島東税務署に来署することを約束していたが、いずれも原告から体調不良による日程延期の申し出があり、調査担当者はこれに応じた。

オ 原告は、同月 18 日、広島東税務署に来署し、調査担当者に対し、支払利息について検討する旨述べるとともに、調査内容について丁税理士と相談したい旨申し立てた。

カ 原告は、調査担当者に対し、同月 25 日、同日丁税理士と一緒に広島東税務署に来署する予定であったが都合がつかない旨電話をした。そこで、調査担当者は、原告に対し、丁税理士と相談した結果を聞きたいので広島東税務署に来署願いたい旨要請したところ、原告は、丁税理士の都合いかんにかかわらず、翌 26 日に来署する旨述べた。

キ 原告は、同月 26 日、調査担当者に対し、丁税理士の母親が入院中であり、また、丁税理士が精神不安定になっていることから、他の税理士に依頼するかもしれない、これについて判断するため 1 週間程度欲しい旨申し出た。調査担当者は、原告に対し、調査結果を説明した上で期限後申告のしようを行ったが、原告は、支払利息など既に提出しているものの他にも必要経費に算入すべきものがある旨主張し、二、三日中にはそれらに関する領収証を持参する旨申し立てた。

ク 調査担当者は、同年 10 月 11 日、原告の自宅に臨場し、原告に対し、再度期限後申告のしようを行ったが、原告は、決定処分のお知らせをしてほしい旨申し立て、これに応じなかった。

ケ 原告は、同月 27 日、調査担当者に対し、電話で、早急に決定処分のお知らせをしてほしい旨申し立てた。

コ 処分行政庁（広島東税務署長）は、同年 11 月 1 日、原告に対し、上記前提事実(4)の各処分を行い、その通知書を発送した。

サ 丁税理士は、同年 12 月 5 日、広島東税務署に来署し、調査担当者に対し、本件各処分内容及び本件各処分に不服がある場合の手續について聞きたい旨申し出た。このとき、丁税理士は、処分行政庁に対して税理士法 30 条に基づく税務代理の権限を明示する書面を提出していなかった。そこで、調査担当者は、丁税理士に対し、係書面の提出がなければ税務代理人と認められないから本件各処分の内容について説明ができない旨述べるとともに、本件各処分に不服があれば異議申立てができる旨説明した。

丁税理士は、同月 31 日に至り、処分行政庁に対し、委任内容を「税目 所得税」、「事業年度または年分 平成 11 年度」、「代理事項 平成 11 年度所得税の決定に対する異議申立及び調査立会」とする委任状を提出した。

以上の事実が認められ、同認定を左右するに足りる証拠はない。

(3) そこで、本件調査の適法性について検討するに、前提事実のとおり、原告は、経営していた飲食店を閉店し、新たに風俗店を開業して、個人で事業を営んでいたところ、平成 11 年分

の所得税について、法定申告期限までに確定申告をしなかった。このような原告の従前の事業形態や、新たに事業を始めたという経過からすると、当時原告に所得が発生していた可能性は十分にあったから、納税申告書提出義務の有無を判断するために、本件調査を行う客観的な必要性があったと認められる。そして、上記(2)の認定事実によると、調査担当者は、原告の都合に配慮し、その申し出にも応じつつ、本件調査を行っており、質問検査の範囲、程度、時期、場所等、本件調査の行使の内容、態様についても不合理な点は見い出せない。

原告が調査担当者に対し、乙が持ち逃げした収入及び支出に関する資料について、同人から返却を受けるまでその提出を待つように依頼したにもかかわらず、調査担当者はこれを拒否し、原告の主張を基礎付ける重要な証拠資料の提出の機会を奪った旨原告は主張するが、本件全証拠によっても、このような事実を認めるに足りない。この点に関する原告の主張は採用できない。

原告は、調査担当者に対し、Bの事情を知る丙に対する聞き取り調査を行うよう申し出たが、調査担当者はこれを行わなかった旨主張するが、調査担当者が丙から聞き取り調査を行わなかったことが、質問検査の行使の範囲、方法として合理的な範囲を超えているとは認められないから、この点に関する原告の主張も採用できない。

原告は、原告が丁税理士の立会いがあるまで調査を待つように依頼したにもかかわらず、調査担当者はこれを待たず、事実上立会いを拒否した旨主張する。しかしながら、上記(2)の認定事実によると、本件調査において調査担当者が原告から原告主張のような依頼を受けたことを認めることはできず（なお、上記のとおり、丁税理士が被告に対し、税理士法30条に基づく税務代理の権限を明示する書面を提出したのは本件調査後の平成12年12月31日である。）、他に原告主張の事実を認めるに足りる証拠はない（そもそも税理士に税務調査の立会いを認める実定法上の根拠を見い出せない。）。この点に関する原告の主張も採用できない。

原告は、処分行政庁等がD団体が本来負担すべき税金は目こぼしする一方、原告のように税金を取りやすい所からは本来取れない税金を負担させるなどしているものであり、したがって、本件調査は租税公平主義、公序良俗に違反する違法なものであるなどと主張するが、本件全証拠によっても、本件調査における原告主張の租税法律主義、公序良俗違反を基礎付ける事実を認めるに足りない。この点に関する原告の主張も採用できない。

したがって、本件調査には客観的な必要性があり、かつ、同調査は、質問検査の範囲、程度、時期、場所等その実施の細目について、権限ある税務署員の合理的な選択のもとに行われたものであるといえるから適法である。

## 2 争点(2) (本件で所得税法条に基づく推計の必要性があるか) について

証拠(乙2から7)によれば、原告が本件調査において処分行政庁に提示した書類のうち、平成11年分の事業所得に関するものは、Bの事業に係るものであり、本件提示資料①から⑦であるが、本件提示資料①から⑦のうち、Bの総収入金額が記載されているのは本件提示資料③であること、Bの給与手当が記載されているのは本件提示資料④、⑥及び⑦であること、本件提示資料③は平成11年9月から12月までの記載しかないこと、本件提示資料④は平成11年9月から12月までの記載しかないこと、本件提示資料⑥は平成11年11月の記載しかないこと、本件提示資料⑦は平成11年12月の記載しかないことがそれぞれ認められる。したがって、本件提示資料③、④、⑥及び⑦では、平成11年7月から12月までのBの総収入金額及び給与手当を実額により計算することはできない。なお、原告が異議申立後において、処分行政庁に対し、

本件調査時には作成していなかった本件提示資料⑧を提示していることは上記前提事実のとおりであるが、同資料については、資産負債科目の記載がなく、売上高勘定は12月31日付けで年間収入総額が一括計上されているにすぎず、その内訳（各営業日ごとの収入金額）を記録した補助簿等の提示もないため、この資料が実際の収入金額のすべてを記載したものであるか否かを検証することができないなど、信憑性に乏しいものといえるから、これをもって原告の平成11年分の事業所得の実額計算の基礎とすることはできないというべきである。

そうすると、本件においては、Bの平成11年7月から12月までの総収入金額及び給与手当としての必要経費を実額で計算するための資料を欠いており、他にこれらを実額で計算することができる帳簿その他の資料の存在をうかがわせる証拠もないから、Bに係る事業所得の金額について、取引実績額を基礎とした損益計算（実額計算）の方法により計算することができず、収入金額及び必要経費の一部について推計の方法によって計算することが許されるというべきであり、推計の必要性が認められる。

原告は、乙は、Bの収入及び支出の状況に関する資料を所持していたから、本件各処分の原因時（本件各決定時）には、その資料を提出することが可能であったし、Bの収入及び支出の状況を知る者が多数存在しており、これらの者が調査に協力することも可能であったから、推計の方法によらず、総収入金額及び必要経費を実額により計算することは可能であり、推計計算の必要性はない旨主張するが、乙が上記資料を所持していたことや同資料を本件各決定時に提出することが可能であったことを認めるに足りる証拠はないし、また、仮にBの収入及び支出の状況を知る者が多数存在していたとしても、これらの者が調査協力することによって総収入金額や必要経費を実額により計算することが可能であったことを認めるに足りる証拠もないから、原告の上記主張は採用できない。

よって、この点に関する被告の主張には理由がある。

### 3 争点(3) (Bの総収入金額に関する推計が合理的なものであるか) について

#### (1) 実額による総収入金額について

本件提示資料③（乙4）によれば、別紙1「③金額」記載のとおり、平成11年9月から12月の期間に合計1億3017万9000円の総収入金額があったことが認められる。

#### (2) 推計による総収入金額について

本件提示資料①から③及び⑧（乙2から4及び8）によれば、この点について被告の主張する推計の基礎となる事実は、いずれも認めることができる。また、被告の上記推計の内容、方法も、本件事案に適したものが選択されており、真実の所得に近似した数値が算出され得るような客観的なものであり、十分に合理的なものであるということが出来る。

原告本人及び丁（甲1870）は、Bの営業に関し、約2200枚以上の無料券を配布しており、被告の主張する総収入金額には、これらが含まれている旨陳述しており、甲1868、甲1869及び乙4によれば、原告が無料券を作成し、配布したこと自体は客観的に裏付けられているということが出来る。

しかしながら、Bの収支表（乙4）には、無料券による来店者が合計42人いたことが記載されているものの、他に原告の主張するような多数の無料券利用者がいたことを裏付ける記載はない。この点について、原告本人は、Bの従業員らに無料券が使用されたことがわからないようにするため無料券が使用されたことは記載せず売上げとして記載しておいたのであり、封筒に入った無料券の枚数で利用者の数を把握していたと陳述する。これは、上記のとおり収支

表(乙4)に無料券の利用者がいたことについて記載されていることと整合しないし、無料券が使用されたことを従業員らに隠さなければならないような合理的理由もないことなどからすれば、到底信用できない。

(3) 以上によれば、平成11年のBに係る総収入金額は、被告主張のとおり、実額による総収入金額が1億3017万9000円、推計による総収入金額が7984万0530円の合計2億1001万9530円であると認められる。

この点に関する被告の主張には理由がある。

(4) 他方、本件提示資料⑨(乙9)によれば、Aに係る総収入金額は、被告主張のとおり、388万1820円であることが認められる。

#### 4 争点(4)(Bの必要経費に関する推計が合理的なものであるか等)について

(1) Bに係る給与手当(別紙2「必要経費」欄の項目2)

##### ア 実額による給与手当

本件提示資料③(乙4)、同④(乙5)、同⑥(乙6の1・2)及び同⑦(乙7の1から3)によれば、次のとおり、原告はBに係る合計3006万6270円の給与手当を支出したと認めることができる。

(ア) 日払のホステスに対する給与手当(別紙3「③日払給与」)

1138万6931円

(イ) 各期払のホステスに対する給与手当(別紙4「②各期払給与」)

1627万2836円

(ウ) 男性従業員に対する給与手当(別紙5「②男性従業員給与」)

240万6503円

以上合計3006万6270円

##### イ 推計による給与手当

上記第3の3(1)及び(2)並びに上記アによれば、この点について被告の主張する推計の基礎となる事実はいずれも認めることができる。また、この点に関する推計の内容、方法も本件事案に適したものが選択されており、真実の所得に近似した数値が算入され得るような客観的なものであり、合理的なものであるということが出来る。そうすると、推計による給与手当の額は、次のとおり、合計4811万2384円となる。

(ア) 日払のホステスに対する給与手当(別紙3「⑥日払給与」)

702万5969円

(イ) 各期払のホステスに対する給与手当(別紙4「④各期払給与」)

3575万2387円

(ウ) 男性従業員に対する給与手当(別紙5「④男性従業員給与」)

533万4028円

以上合計4811万2384円

ウ) したがって、原告は、Bに係る給与手当として、実額による3006万6270円、推計による4811万2384円の合計7817万8654円を支出したことが認められる。

原告は、Bに係る給与手当として上記金額を上回る9759万4546円を支出した旨主張するが、上記合理的な方法により推計されたBに係る給与手当額が誤りであり、実際の給与手当額がこれと異なりこれを上回っていることを客観的、具体的に認めるに足りる証拠は

ないから、採用できない。

(2) Bに係るその他の必要経費について

ア 仕入金額（別紙2「必要経費」欄の項目1） 823万1954円

証拠（乙8、10から13）及び弁論の全趣旨によると、Bに係る仕入金額は、被告主張のとおり合計823万1954円であることが認められ、これはBに係る必要経費であり、これを超えて同店の仕入れに係る必要経費は存在しないことが認められる。

原告は、9月30日付けで「F」に支払った149万6200円は必要経費である旨主張し、本件提示資料⑧（乙8）の4頁にはこれに沿う記載がある。しかし、この主張を裏付ける領収証等の資料はない。また、乙8の平成11年7月から12月までの（同年9月を除く）酒類の仕入金額をみると、計上は1回で金額も1月約150万円前後である。それにもかかわらず、同11年9月の仕入金額のみ145万3831円と149万6200円の2回の計上がされているが、同月のみ酒類の仕入れが増えたことをうかがわせる資料はないから、計上回数及び金額からして、領収証等のない上記149万6200円がFに支払われたと考えるのは不自然である。したがって、乙8の上記記載部分は直ちに採用できず、原告主張の上記149万6200円を必要経費に算入することはできないというべきである。

原告は、10月26日付けで「G」に支払った6万0900円は必要経費である旨主張し、甲1445、乙13（いずれも領収書）にはこれに沿う記載があるが、この領収書には仕入品目等の記載がなく、何を仕入れたものか不明であり、Bに係る事業の遂行に必要な費用かどうか不明である。したがって、甲1445、乙13をもって上記6万0900円を必要経費と認めることはできないというべきである。

イ 福利厚生費（別紙2「必要経費」欄の項目3） 29万1258円

証拠（乙8）によると、Bに係る福利厚生費は、被告主張のとおり合計29万1258円であることが認められ、これはBに係る必要経費であり、これを超えて同店の福利厚生費に係る必要経費は存在しないことが認められる。

ウ 広告宣伝費（別紙2「必要経費」欄の項目4） 122万6250円

証拠（乙8）によると、Bに係る広告宣伝費は、被告主張のとおり合計122万6250円であることが認められ、これはBに係る必要経費であり、これを超えて同店の広告宣伝費に係る必要経費は存在しないことが認められる。

エ 運賃（別紙2「必要経費」欄の項目5） 400円

証拠（乙8）によると、Bに係る運賃は、被告主張のとおり合計400円であることが認められ、これはBに係る必要経費であり、これを超えて同店の運賃に係る必要経費は存在しないことが認められる。

オ 燃料費（別紙2「必要経費」欄の項目6） 121万2039円

証拠（乙8）によると、Bに係る燃料費は、被告主張のとおり合計121万2039円であることが認められ、これはBに係る必要経費であり、これを超えて同店の燃料費に係る必要経費は存在しないことが認められる。

原告は、別紙8記載のとおり、合計1万0453円について必要経費と認めるべきであると主張するものの、これを裏付ける資料はないから、必要経費に算入することはできないというべきである。

カ 旅費交通費（別紙2「必要経費」欄の項目7） 129万7750円

証拠（乙3、5、8、16、17、19、21の1・2）及び弁論の全趣旨によると、Bに係る旅費交通費は、被告主張のとおり合計129万7750円であることが認められ、これはBに係る必要経費であり、これを超えて同店の旅費交通費に係る必要経費は存在しないことが認められる。

原告は、駐車違反の交通反則金1万5000円は事業におけるやむを得ない支出であり、必要経費として算入すべきである旨主張するが、交通反則金は義務違反に対する制裁の性質を有しており、所得税法45条1項6号の趣旨からして、たとえこれを支出することとなった行為が業務遂行におけるものであったとしても、これを必要経費として算入することはできないというべきである。

キ 通信費（別紙2「必要経費」欄の項目8） 31万6323円

証拠（乙8）によると、Bに係る通信費は、被告主張のとおり合計31万6323円であることが認められ、これはBに係る必要経費であり、これを超えて同店の通信費に係る必要経費は存在しないことが認められる。

ク 接待交際費（別紙2「必要経費」欄の項目9） 281万9831円

証拠（乙8、22から24）及び弁論の全趣旨によると、Bに係る接待交際費は、被告主張のとおり合計281万9831円であることが認められ、これはBに係る必要経費であり、これを超えて同店の接待交際費に係る必要経費は存在しないことが認められる。

原告は、11月1日付けで「L」に支払ったとする45万円は、M（L）から自動車を従業員を送迎用として購入したものであり、その費用は必要経費として算入されるべきである旨主張する。しかし、これに係る領収証（乙22）には、宛名や日付、仕入品目等の記載がなく、Bの事業との関連性が不明である。また、財務事務官がMに確認した際、同人は、上記領収証（乙22）はiを有限会社Cに売った時に発行したものである旨述べているもので（乙23）、この供述に不自然な点はうかがわれないから信用できること、有限会社Cと原告とは別人格の法人であるし、原告も減価償却資産としてiなどという自動車を掲げていないこと（乙24）に照らすと、原告が主張する上記45万円は、原告によって支出された事業に関連する資産についての支出であるとは認められず、これを必要経費と算入することはできないというべきである。

ケ 減価償却費（別紙2「必要経費」欄の項目10） 182万7581円

証拠（乙8、24から26、27の1・2）及び弁論の全趣旨によると、Bに係る減価償却費は、被告主張のとおり合計182万7581円であることが認められ、これはBに係る必要経費であり、これを超えて同店の減価償却費に係る必要経費は存在しないことが認められる。

原告は、12月31日付けで「店舗内装」として計上する減価償却費のうち105万8400円は、6月に取得した取得価額2352万円のBの内装工事費に係るものであると主張し、これに沿う証拠として乙25（6月25日付けO名義の領収証）を提出する。しかしながら、乙26（財務事務官n作成のPに対する聴取証）によれば、財務事務官が上記領収証の発行者と思われる「O」を営むPに対して確認したところ、同人は財務事務官に対しBの内装工事を行っていない旨、及び上記領収証を発行していない旨述べたことが認められ、この供述に特に不自然な点はなく同供述は信用できるものであるから、上記領収証は何者かによって偽造されたものであるというべきである。したがって、上記領収証（乙25）は直ち

に採用することはできないから、上記105万8400円は減価償却費として必要経費に算入することはできないというべきである。

なお、原告は、上記内装工事は、原告が従前金員を貸し付けていたj（以下「j」という。）に対し、その貸金の回収をも目論んで、発注したものであるが、jは、自分の名前で工事を受注すると原告に対する借入金と相殺されるおそれがあったため、原告に対し、jの名前では受注できないからPに下請けに出すと言ってきたもので、いずれにしても2352万円の程度の工事は現実に行われていたとも主張する。しかし、この主張を客観的、具体的に裏付ける証拠は一切なく、採用できない。

コ 賃借料（別紙2「必要経費」欄の項目11） 263万9000円

証拠（乙8）によると、Bに係る賃借料は、被告主張のとおり合計263万9000円であることが認められ、これはBに係る必要経費であり、これを超えて同店の賃借料に係る必要経費は存在しないことが認められる。

サ 保険料（別紙2「必要経費」欄の項目12） 4万5000円

証拠（乙8）によると、Bに係る保険料は、被告主張のとおり合計4万5000円であることが認められ、これはBに係る必要経費であり、これを超えて同店の保険料に係る必要経費は存在しないことが認められる。

シ 修繕費（別紙2「必要経費」欄の項目13） 77万4788円

証拠（乙8）によると、Bに係る保険料は、被告主張のとおり合計77万4788円であることが認められ、これはBに係る必要経費であり、これを超えて同店の修繕費に係る必要経費は存在しないことが認められる。

ス 水道光熱費（別紙2「必要経費」欄の項目14） 52万8004円

証拠（乙8、28・29の各1・2）によると、Bに係る水道光熱費は、被告主張のとおり合計52万8004円であることが認められ、これはBに係る必要経費であり、これを超えて同店の水道光熱費に係る必要経費は存在しないことが認められる。

セ 消耗品（別紙2「必要経費」欄の項目15） 564万6074円

証拠（乙8）によると、Bに係る消耗品費は、被告主張のとおり合計564万6074円であることが認められ、これはBに係る必要経費であり、これを超えて同店の消耗品費に係る必要経費は存在しないことが認められる。

原告は、別紙8記載のとおり、合計158万7700円について必要経費と認めるべきである旨主張するものの、これを裏付ける領収証等の資料はないから、必要経費に算入することはできないというべきである。

ソ 事務用品費（別紙2「必要経費」欄の項目16） 25万5470円

証拠（乙8）によると、Bに係る事務用品費は、被告主張のとおり合計25万5470円であることが認められ、これはBに係る必要経費であり、これを超えて同店の事務用品費に係る必要経費は存在しないことが認められる。

原告は、9月3日に原告に支払ったとする2204円について必要経費と認めるべきである旨主張するものの、これを裏付ける領収証等の資料はないから、必要経費に算入することはできないというべきである。

タ 租税公課（別紙2「必要経費」欄の項目17） 2万7640円

証拠（乙8）によると、Bに係る租税公課は、被告主張のとおり合計2万7640円であ

ることが認められ、これはBに係る必要経費であり、これを超えて同店の租税公課に係る必要経費は存在しないことが認められる。

チ 支払手数料（別紙2「必要経費」欄の項目18） 11万5950円

証拠（乙8）によると、Bに係る支払手数料は、被告主張のとおり合計11万5950円であることが認められ、これはBに係る必要経費であり、これを超えて同店の支払手数料に係る必要経費は存在しないことが認められる。

原告は、本件提示資料⑧において丁税理士に支払ったとして計上する100万円は必要経費として算入すべきである旨主張し、これに沿うものとして領収書（甲1162）を提出する。しかし、この領収書は、領収した年月日欄に「11（年）」との記載があるだけで月日については記載がなく、各区分における摘要欄、金額欄についても空白であることから、この領収書からは、原告が丁税理士からいつどのような役務の提供を受け、同税理士にいつ領収書に係る金員を支払ったのかが全く明らかでない（税務の専門家である税理士がこのような簡略で疑義の生じやすい領収書を作成するとは通常考え難い。）。そもそも、上記1(2)のとおり、本件調査の時点では丁税理士が原告の税務代理人となる旨の連絡などなかったのであり、本件調査後の平成12年12月31日をもって初めて、同税理士は、処分行政庁に対し、委任内容を「税目 所得税」、「事業年度または年分 平成11年度」、「代理事項 平成11年度所得税の決定に対する異議申立及び調査立会」とする委任状を提出しているのであって、このことに、原告から本件提示資料⑧（Bの元帳）、本件提示資料⑨（Aの元帳）が提示されたのが平成13年3月に至ってからであることをも考え併せると、同税理士が平成11年当時原告の依頼によりB及びAの経理に係る役務提供行為を行っていたことには大きな疑問があるというべきである。したがって、上記領収書（甲1162）は直ちに採用することはできないから、上記100万円は支払手数料として必要経費に算入することはできないというべきである。甲1870（丁税理士の陳述書）及び原告本人尋問の結果も、上記100万円は支払手数料として必要経費に算入することはできないとの上記判断を左右するほどのものとはいえない。

ツ 諸会費（別紙2「必要経費」欄の項目19） 7200円

証拠（乙8）によると、Bに係る諸会費は、被告主張のとおり合計7200円であることが認められ、これはBに係る必要経費であり、これを超えて同店の諸会費に係る必要経費は存在しないことが認められる。

テ 新聞図書費（別紙2「必要経費」欄の項目20） 4万2230円

証拠（乙8）によると、Bに係る新聞図書費は、被告主張のとおり合計4万2230円であることが認められ、これはBに係る必要経費であり、これを超えて同店の新聞図書費に係る必要経費は存在しないことが認められる。

ト コンパニオン費（別紙2「必要経費」欄の項目21） 2268万7550円

証拠（乙5）及び弁論の全趣旨によると、Bに係るコンパニオン費は、被告主張のとおり合計2268万7550円であることが認められ、これはBに係る必要経費であり、これを超えて同店のコンパニオン費に係る必要経費は存在しないことが認められる。

ナ 外注費（別紙2「必要経費」欄の項目22） 418万8057円

証拠（乙8）によると、Bに係る外注費は、被告主張のとおり合計418万8057円であることが認められ、これはBに係る必要経費であり、これを超えて同店の外注費に係る必

要経費は存在しないことが認められる。

ニ 販売手数料（別紙2「必要経費」欄の項目23） 31万9000円

証拠（乙4、5、8、36、37）及び弁論の全趣旨によると、Bに係る販売手数料は、被告主張のとおり合計31万9000円であることが認められ、これはBに係る必要経費であり、これを超えて同店の販売手数料に係る必要経費は存在しないことが認められる。

原告は、本件提示資料⑧における10月29日の計上額30万円は、当初、Iに対する貸付金として交付したものであるが、後に、Iが辞める時に精算されなかった、これは、Iの働きぶりを評価して支払を免除したものであり、その時点で評価すると必要経費として認められるべきである旨主張する。しかし、そもそも貸付金はその性質上業務に関連した支出であるとはいい難いから必要経費に該当しないというべきであるし、原告がIに対し貸付金の返済を免除したとの点も、これを裏付ける具体的、客観的な証拠はないから、上記30万円を販売手数料として必要経費に算入することはできないというべきである。

ヌ 寮費（別紙2「必要経費」欄の項目24） 414万6966円

証拠（乙8）によると、Bに係る寮費は、被告主張のとおり合計414万6966円であることが認められ、これはBに係る必要経費であり、これを超えて同店の寮費に係る必要経費は存在しないことが認められる。

ネ 報酬（別紙2「必要経費」欄の項目25） 0円

原告本人、m（甲3）及び丙（甲1871）は、原告が、丙に対し、原告主張の報酬2435万円を支払った旨の陳述をしており、乙8及び甲1864の元帳には原告の主張する支出があった旨の記載もある。しかしながら、原告が当該支出に係る領収証であるとする甲1867（ただし、2枚目に限る。以下、この項において同じ。）及び乙38の1から5の領収証は、丙名義ではなくg名義のものであり、乙39によると、同社は平成8年6月1日に解散している上、丙は同社の役員にも登記されていなかったこと、甲1867及び乙38の1から5の各領収証にはいずれも仕入品目等が記載されておらず、これらの領収証とBの事業との関連性が明らかでないことからすると、いずれも上記支出を裏付けるものとはいえない。他に、上記支出を客観的、具体的に裏付ける信用性のある証拠は存在しない。かえって、原告が本件調査後に、丙に対し上記領収証を作成するように依頼したと陳述しているにもかかわらず、上記のとおり領収書の作成名義が丙ではないことなどについて、上記原告らが首肯できる理由を説明していないことなどからすれば、この点に関する上記原告らの陳述等は到底信用することができない。

以上からすると、原告主張の丙に対する報酬2435万円はBに係る必要経費として算入することはできないというべきである。

ノ 雑費（別紙2「必要経費」欄の項目26） 111万9731円

証拠（乙8）によると、Bに係る雑費は、被告主張のとおり合計111万9731円であることが認められ、これはBに係る必要経費であり、これを超えて同店の雑費に係る必要経費は存在しないことが認められる。

ハ 支払利息（別紙2「必要経費」欄の項目27） 0円

原告本人は、原告が複数名から高金利で金員を借入れ、原告主張の支払利息合計2324万円を支払った旨の陳述をしており、乙8、甲1861から1864、1867（1枚目、3枚目から13枚目までに限る。以下、この項において同じ。）には上記陳述に沿うかのよ

うな記載もある。しかし、原告は、原告が貸主であると主張する者と原告とは貸付けに係る契約書を取り交わしていると陳述しているにもかかわらず（原告本人・135項等）、これらの貸付けを裏付けるのに極めて重要なものといえるこれらの契約書を提出していないが、原告においてこれらの契約書の提出の妨げとなるような事情がうかがわれないことからすると、不自然である。また、原告は、yからの2000万円の借入れについて、元本の返済期間、返済額について取り決めをしなかった旨陳述するが、その借入金額の大きさからして、これまた不自然である。さらに、原告は、原告が貸主であると主張する者らが作成した各領収証（甲1867）を本件訴訟の証拠として提出したが、原告は、これらの領収証については、本件調査段階で税務署に提出したもので間違いなく、本件各処分においてこれらの領収証に記載された以上の金額を支払利息として認めてもらえた旨陳述する。しかし、甲1867（の1枚目）によれば、原告がこれらの領収証を税務署に提出したのは本件各処分があった平成12年11月1日より後の平成14年10月15日であったことが認められ、そうすると、原告が税務署に上記各領収証を提出したのは本件調査後であることが明らかであるから、原告の上記陳述はにわかに信用できず、このことに、原告自身、上記各領収証の中には本件調査後に書いてもらったものもあるかのような陳述をしていることを考え併せると、上記各領収証は正確性、信用性に乏しいものというべきである。

そして、以上の諸事情を総合すると、原告が複数名から高金利で金員を借入れ、原告主張の支払利息合計2324万円を支払っていたとの点は極めて疑わしいといわざるを得ず、この合計2324万円はBに係る必要経費として算入することはできないというべきである。

ヒ その他（別紙2「必要経費」欄の項目28） 0円

原告は、別紙8「その他」欄記載のとおり合計119万0509円についてBに係る必要経費として算入すべきである旨主張し、これに沿う証拠として、甲464、甲671、甲806、甲807、甲809、甲857、甲858及び甲1293を提出する。

しかしながら、これらの証拠から原告主張の各支払先に原告主張の各金員が支払われたことが認められるとしても、これらの証拠から、当該各支出がBの業務遂行に関連して通常必要なものであったとまでは認めるに至らないから、原告主張の上記合計119万0509円をBに係る必要経費として算入することはできないというべきである。

(3) Aに係る必要経費について

ア 証拠（乙9、23）及び弁論の全趣旨によると、Aに係る仕入金領、給与手当、旅費交通費、接待交際費、賃借料、水道光熱費、消耗品費、事務用品費、雑費は、被告主張のとおり、順に89万7688円、242万6400円、40万円、1万円、120万円、7万5715円、10万1072円、315円、3万2377円、以上合計514万3567円であることが認められ、これはAに係る必要経費であり、これ以上に同店の上記各費用に係る必要経費は存在しないことが認められる。

原告は、本件提示資料⑨（乙9）による雑損失の計上額366万9825円はAに係る必要経費であると主張し、これに沿う証拠として乙42（4月20日付けO名義の領収証）を提出する。しかしながら、乙26（財務事務官n作成のPに対する聴取証）によれば、財務事務官が上記領収証の発行者と思われる「O」を営むPに確認したところ、同人は財務事務官に対しAの内装工事を行っていない旨、及び上記領収証を発行していない旨述べたことが認められ、この供述に特に不自然な点はなく同供述は信用性できるものであるから、上記領

収証は何者かによって偽造されたものであるというべきである。したがって、上記領収証(乙42)は直ちに採用することはできないから、上記366万9825円をAの雑損失として必要経費に算入することはできないというべきである。

なお、原告は、上記内装工事は、原告が従前金員を貸し付けていたjに対し、その貸金の回収をも目論んで発注したものであるが、jは、自分の名前で工事を受注すると、原告に対する借入金と相殺されるおそれがあったため、原告に対し、jの名前では受注できないからPに下請けに出すと言ってきたもので、いずれにしても2352万円の程度の工事は現実に行われていたとも主張する。しかし、この主張を客観的、具体的に裏付ける証拠は一切なく、採用できない。

(4) 以上によれば、Bに係る必要経費は上記(1)、(2)アからヒの合計1億3794万4700円、Aに係る必要経費は上記(3)の合計514万3567円であることが認められる。

#### 5 まとめ

そうすると、原告の平成11年における総所得金額は、Bに係る総収入金額2億1001万9530円とAの総収入金額388万1820円の合計2億1390万1350円からBに係る必要経費1億3794万4700円とAの必要経費514万3567円の合計1億4308万8267円を差し引いた7081万3083円であり、ここから148万2801円を所得控除した6933万円が課税総所得金額となる。これに対する所得税額は2316万2100円であり、ここから25万円の税額控除をした後の2291万2100円が、原告の納付すべき所得税の金額となる。

そして、本件各処分における所得税の金額1754万3700円は、これを下回っているから、本件各処分はいずれも適法である。

#### 第4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却する。

広島地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 植屋 伸一

裁判官 西田 昌吾

裁判官 中嶋 邦人

被告による原告のBに係る収入金額

	実額			推計			⑦合計 (③+⑥)
	①営業日数	②来店者数	③金額	④営業日数	⑤来店者数	⑥金額	
	日	人	円	日	人	円	円
平成11年7月				27	5,105	35,377,650	35,377,650
平成11年8月				25	5,241	36,320,130	36,320,130
平成11年9月	26	5,143	35,796,500	1	209	1,448,370	37,244,870
平成11年10月	24	4,687	32,566,000	2	383	2,654,190	35,220,190
平成11年11月	25	4,494	31,219,500	1	213	1,476,090	32,695,590
平成11年12月	24	4,442	30,597,000	2	370	2,564,100	33,161,100
合計	99	18,766	130,179,000	58	11,521	79,840,530	210,019,530

本件各リスト表（乙2、乙3）の内訳の一覧表

(単位：人)

	①リスト数	②延長	③欠番数	④番外	⑤無料来店者数	⑥来店人数 (①+②-③+④)	⑦無料来店者を除く人数 (⑥-⑤)
7月1日							
7月2日							
7月3日							
7月4日							
7月5日							
7月6日							
7月8日	164	2	2	0	0	164	164
7月9日	174	0	3	0	0	171	171
7月10日	147	1	3	0	0	145	145
7月11日	120	0	0	0	0	120	120
7月12日	140	0	2	0	0	138	138
7月13日	203	1	3	0	0	201	201
7月15日	206	5	4	0	0	207	207
7月16日	235	5	4	0	0	236	236
7月17日	256	0	2	0	0	254	254
7月18日	142	14	0	0	0	156	156
7月19日	205	6	2	0	0	209	209
7月20日	142	23	2	0	0	163	163
7月22日	211	3	1	0	0	213	213
7月23日	188	6	4	0	0	190	190
7月24日	221	2	3	0	0	220	220
7月25日	137	17	2	0	0	152	152
7月26日	192	2	2	0	0	192	192
7月27日	205	5	2	0	0	208	208
7月29日	239	0	9	0	0	230	230
7月30日	208	3	3	0	0	208	208
7月31日	196	2	4	0	0	194	194
小計	3,931	97	57	0	0	3,971	3,971
8月1日	143	10	3	0	0	150	150
8月2日	186	5	5	0	0	186	186
8月3日	223	4	10	0	0	217	217
8月5日	220	7	2	0	0	225	225
8月6日	211	5	2	0	0	214	214
8月7日	214	17	5	0	0	226	226
8月8日							
8月9日	167	13	2	0	0	178	178
8月10日	193	11	2	0	0	202	202
8月12日	210	2	1	1	0	212	212
8月13日	185	8	6	0	0	187	187
8月16日	145	9	1	0	0	153	153
8月17日	196	10	1	5	0	210	210
8月19日	196	7	1	0	0	202	202
8月20日	213	23	1	0	0	235	235
8月21日	195	7	1	3	0	204	204
8月22日	131	16	1	1	0	147	147
8月23日	182	13	1	0	0	194	194
8月24日	205	15	3	0	0	217	217
8月26日	201	18	2	2	0	219	219
8月27日	288	8	3	0	0	293	293

本件各リスト表（乙2、乙3）の内訳の一覧表

(単位：人)

	①リスト数	②延長	③欠番数	④番外	⑤無料来店者数	⑥来店人数 (①+②-③+④)	⑦無料来店者を除く人数 (⑥-⑤)
8月28日	267	16	1	0	0	282	282
8月29日	202	24	1	0	0	225	225
8月30日	215	31	1	0	0	245	245
8月31日							
小計	4,588	279	56	12	0	4,823	4,823
9月2日	217	20	2	0	0	235	235
9月3日	216	13	4	9	0	234	234
9月4日	207	22	1	0	0	228	228
9月5日	129	34	1	0	0	162	162
9月6日	158	30	1	1	0	188	188
9月7日	182	20	1	0	0	201	201
9月9日	190	18	1	0	0	207	207
9月10日	189	31	4	0	0	216	216
9月11日	211	28	1	0	0	238	238
9月12日	121	35	2	0	0	154	154
9月13日	150	23	1	0	0	172	172
9月14日	192	18	7	0	0	203	203
9月16日	170	45	1	0	0	214	214
9月17日							
9月18日							
9月19日	152	23	7	0	1	168	167
9月20日	177	26	1	0	0	202	202
9月21日	161	31	1	0	0	191	191
9月22日	185	26	1	0	0	210	210
9月23日	119	36	1	0	0	154	154
9月24日	175	34	1	1	0	209	209
9月25日	204	40	1	0	0	243	243
9月26日	110	20	2	0	0	128	128
9月27日	168	11	1	0	1	178	177
9月28日	168	36	1	3	1	206	205
9月29日	154	28	1	0	0	181	181
9月30日	195	9	1	0	0	203	203
小計	4,300	657	46	14	3	4,925	4,922
10月1日	205	39	3	0	0	241	241
10月2日	211	29	4	1	0	237	237
10月4日	162	26	2	2	1	188	187
10月5日	176	32	2	0	0	206	206
10月6日	166	16	2	2	0	182	182
10月7日	187	16	2	0	0	201	201
10月8日	224	19	4	0	0	239	239
10月9日	210	33	2	1	0	242	242
10月11日	139	24	1	0	0	162	162
10月12日	151	36	2	0	0	185	185
10月13日	167	15	0	0	0	182	182
10月14日	142	24	1	0	0	165	165
10月15日	203	29	1	1	0	232	232
10月16日	190	30	2	0	0	218	218
10月18日	148	29	1	3	1	179	178
10月19日	134	31	1	0	0	164	164

本件各リスト表（乙2、乙3）の内訳の一覧表

(単位：人)

	①リスト数	②延長	③欠番数	④番外	⑤無料来店者数	⑥来店人数 (①+②-③+④)	⑦無料来店者を除く人数 (⑥-⑤)
10月20日	145	23	4	2	0	166	166
10月21日	147	28	3	0	0	172	172
10月22日	215	35	5	0	0	245	245
10月23日	189	22	3	0	0	208	208
10月25日	149	27	3	0	0	173	173
10月26日	124	31	2	0	0	153	153
10月27日	143	32	0	0	0	175	175
10月28日	154	17	0	0	0	171	171
10月29日	167	23	0	5	0	195	195
10月30日	166	20	0	5	0	191	191
小計	4,414	686	50	22	2	5,072	5,070
11月1日	165	0	0	0	0	165	165
11月2日	179	0	0	0	0	179	179
11月3日	109	0	2	0	0	107	107
11月4日	137	0	0	0	0	137	137
11月5日	186	0	0	0	0	186	186
11月6日	198	0	0	0	0	198	198
11月8日	153	0	0	0	0	153	153
11月9日	164	0	0	0	0	164	164
11月10日	171	0	0	0	0	171	171
11月11日	177	0	0	0	0	177	177
11月12日	199	0	0	0	8	199	191
11月13日	228	0	0	0	0	228	228
11月15日	188	0	1	0	0	187	187
11月16日	192	0	0	0	0	192	192
11月17日	185	0	0	0	0	185	185
11月18日	181	0	0	0	0	181	181
11月19日	215	0	0	0	0	215	215
11月20日	208	0	0	0	0	208	208
11月22日	213	0	0	0	0	213	213
11月23日	128	0	0	0	0	128	128
11月24日	174	0	0	0	0	174	174
11月25日	211	0	0	0	2	211	209
11月26日	195	0	0	0	0	195	195
11月27日	216	0	1	0	0	215	215
11月29日	168	0	0	0	0	168	168
11月30日							
小計	4,540	0	4	0	10	4,536	4,526
12月1日	141	0	0	0	0	141	141
12月2日	177	0	0	0	1	177	176
12月3日	203	0	0	0	0	203	203
12月4日	219	0	0	0	0	219	219
12月6日							
12月7日	169	0	0	0	0	169	169
12月8日	173	0	0	0	0	173	173
12月9日							
12月10日	223	0	0	0	1	223	222
12月11日	212	0	0	0	0	212	212
12月13日	162	0	0	0	0	162	162

## 本件各リスト表（乙2、乙3）の内訳の一覧表

(単位：人)

	①リスト数	②延長	③欠番数	④番外	⑤無料来店者数	⑥来店人数 (①+②-③+④)	⑦無料来店者を除く人数 (⑥-⑤)
12月14日							
12月15日							
12月16日							
12月17日							
12月18日							
12月20日							
12月21日							
12月22日							
12月23日							
12月24日							
12月25日							
12月27日							
12月28日							
12月29日							
12月30日							
小計	1,679	0	0	0	2	1,679	1,677
合計	23,452	1,719	213	48	17	25,006	24,989

- (注) 1 本表は本件各リスト表に基づき作成したものである。
- 2 「①リスト数」は本件各リスト表の「No」数を、「②延長」は枠外に記載されているものを、「③欠番数」は「No」数に記載の無いもの又は枠外に「欠板」と記載されている数を、「④番外」は枠外に記載されているものをそれぞれ記載したもの
- 3 「⑤無料来店者数」は本件各リスト表にて「無料」や「タダ」と記載されているものや、無料にて来店しているとみられるものに係るものである。
- 4 は、営業日ではあるが本件各リスト表の保存のない日である。
- 5 は、本件各リスト表の一部のみを保存している日である。

## (別紙2) Bに係る事業所得の金額

			被告の主張 [単位は円]	原告の主張 [単位は円]
総収入金額		売上げ	210019530	186851400
必要経費	1	仕入金額	8231954	10192102
	2	給与手当	78178654	97594546
	3	福利厚生費	291258	291258
	4	広告宣伝費	1226250	1226250
	5	運賃	400	400
	6	燃料費	1212039	1222492
	7	旅費交通費	1297750	1444210
	8	通信費	316323	316323
	9	接待交際費	2819831	3276831
	10	減価償却費	1827581	2885981
	11	賃借料	2639000	2639000
	12	保険料	45000	45000
	13	修繕費	774788	774788
	14	水道光熱費	528004	528004
	15	消耗品費	5646074	7323774
	16	事務用品費	255470	257674
	17	租税公課	27640	27640
	18	支払手数料	115950	2915950
	19	諸会費	7200	7200
	20	新聞図書費	42230	42230
	21	コンパニオン	22687550	22687550
	22	外注費	4188057	4188057
	23	販売手数料	319000	619000
	24	寮費	4146966	4146966
	25	報酬	0	24350000
	26	雑費	1119731	1119731
	27	支払利息	0	23240000
	28	その他	0	1190509
		小計	137944700	214553466
事業所得の金額			72074830	-27702066

## (別紙7) Aに係る事業所得の金額

			被告の主張 [単位は円]	原告の主張 [単位は円]
総収入金額		売上げ	3881820	3881820
必要経費	1	仕入金額	897688	897688
	2	給与手当	2426400	2426400
	3	旅費交通費	400000	400000
	4	接待交際費	10000	10000
	5	賃借料	1200000	1200000
	6	水道光熱費	75715	75715
	7	消耗品費	101072	101072
	8	事務用品費	315	315
	9	雑費	32377	32377
	10	雑損失	0	3669825
		小計	5143567	8813392
事業所得の金額			-1261747	-4931572

## 被告による原告のBに係る日払のホステスに対する給与手当

	実額			推計			⑦合計 (③+⑥)
	①営業日数	②収入金額	③日払給与	④営業日数	⑤収入金額	⑥日払給与	
	日	円	円	日	円	円	円
平成11年7月				27	35,377,650	3,113,234	3,113,234
平成11年8月				25	36,320,130	3,196,172	3,196,172
平成11年9月	26	35,796,500	4,145,210	1	1,448,370	127,457	4,272,667
平成11年10月	24	32,566,000	2,879,000	2	2,654,190	233,569	3,112,569
平成11年11月	25	31,219,500	3,211,221	1	1,476,090	129,896	3,341,117
平成11年12月	24	30,597,000	1,151,500	2	2,564,100	225,641	1,377,141
合計	99	130,179,000	11,386,931	58	79,840,530	7,025,969	18,412,900
実額収入金額に対する実額日払給与の割合 (11,386,931÷130,179,000)			8.8%				

(注)「①営業日数」、「②収入金額」、「④営業日数」及び「⑤収入金額」の各欄記載の数値は、それぞれ、別表Bの「①営業日数」、「③収入金額」、「④営業日数」及び「⑥収入金額」の各欄記載の数値を移記したものの。

本件支出明細表における平成11年9月ないし12月中の日払のホステスに対する給与手当の支払先の明細表

日付	支出先	金額	日計
9月2日		39,000	178,500
		33,000	
		10,000	
		10,000	
		10,000	
		20,000	
		5,500	
		15,000	
		18,000	
		18,000	
9月3日		18,000	225,500
		18,000	
		14,000	
		14,000	
		6,500	
		21,000	
		10,000	
		5,000	
		20,000	
		15,000	
		10,000	
		41,000	
	33,000		
9月4日		5,000	236,650
		18,000	
		18,000	
		9,750	
		15,000	
		15,000	
		70,000	
		33,000	
		31,000	
		20,000	
		8月給与後期不足	

本件支出明細表における平成11年9月ないし12月中の日払のホステスに対する給与手当の支払先の明細表

日付	支出先	金額	日計
9月5日		33,000	196,500
		35,000	
		10,500	
		50,000	
		33,000	
		25,000	
		10,000	
9月6日		15,000	167,500
		50,000	
		10,000	
		14,000	
		10,500	
		33,000	
		35,000	
9月7日		70,000	178,000
		33,000	
		18,000	
		18,000	
		4,000	
		15,000	
		10,000	
		10,000	
9月9日		5,500	172,500
		14,000	
		18,000	
		18,000	
		21,000	
		33,000	
		15,000	
		3,000	
		15,000	
		20,000	
		10,000	

本件支出明細表における平成11年9月ないし12月中の日払のホステスに対する給与手当の支払先の明細表

日付	支出先	金額	日計
9月10日		15,000	160,500
		10,000	
		21,000	
		18,000	
		18,000	
		5,500	
		20,000	
		20,000	
		33,000	
9月11日		39,000	141,500
		15,000	
		5,500	
		25,000	
		14,000	
		33,000	
		10,000	
9月12日		33,000	161,000
		48,000	
		15,000	
		15,000	
		25,000	
		25,000	
9月13日	本件収支表(乙4・11ページ)	154,500	154,500
9月14日		14,000	88,500
		18,000	
		18,000	
		5,500	
		33,000	
9月16日		28,000	163,900
		25,000	
		25,200	
		25,200	
		14,000	
		10,500	
		18,000	
		18,000	

本件支出明細表における平成11年9月ないし12月中の日払のホステスに対する給与手当の支払先の明細表

日付	支出先	金額	日計
9月17日		31,000	112,700
		25,200	
		10,000	
		10,500	
		18,000	
		18,000	
9月18日		9,000	90,000
		25,000	
		25,000	
		31,000	
9月19日	本件収支表(乙4・16ページ)	159,210	159,210
9月20日		28,000	132,000
		16,000	
		16,000	
		9,000	
		33,000	
		20,000	
		10,000	
9月21日		15,000	167,250
		10,000	
		8,250	
		28,000	
		18,000	
		18,000	
		10,000	
		33,000	
		27,000	
9月22日		3,000	112,000
		10,000	
		10,000	
		10,000	
		36,000	
		33,000	
		10,000	
9月23日	本件収支表(乙4・20ページ)	207,000	207,000
9月24日			
		42,000	

本件支出明細表における平成11年9月ないし12月中の日払のホステスに対する給与手当の支払先の明細表

日付	支出先	金額	日計
9月25日		33,000	122,000
		22,000	
		25,000	
9月26日		10,000	168,500
		51,000	
		33,000	
		10,500	
		14,000	
		25,000	
		25,000	
9月27日		3,750	160,750
		16,000	
		16,000	
		31,000	
		33,000	
		36,000	
		25,000	
9月28日		20,000	138,000
		18,000	
		33,000	
		35,000	
		16,000	
		16,000	
9月29日		10,000	113,000
		20,000	
		5,000	
		17,000	
		28,000	
		33,000	
9月30日	本件収支表(乙4・26ページ)	237,750	237,750
小計			4,145,210

本件支出明細表における平成11年9月ないし12月中の日払のホステスに対する給与手当の支払先の明細表

日付	支出先	金額	日計
10月1日	本件収支表(乙4・27ページ)	111,500	111,500
10月2日		28,000	149,000
		28,000	
		31,000	
		20,000	
		10,000	
		16,000	
		16,000	
10月4日		16,000	69,750
		16,000	
		6,750	
		31,000	
10月5日		9,000	149,000
		14,000	
		12,000	
		16,000	
		31,000	
		21,000	
		21,000	
		25,000	
10月6日			
10月7日			
10月8日		16,000	64,000
		14,000	
		9,000	
		25,000	
10月9日		16,000	82,500
		15,000	
		20,000	
		21,000	
		10,500	

本件支出明細表における平成11年9月ないし12月中の日払のホステスに対する給与手当の支払先の明細表

日付	支出先	金額	日計
10月11日		3,750	157,750
		16,000	
		16,000	
		15,000	
		14,000	
		23,000	
		25,000	
		25,000	
		20,000	
10月12日		14,000	132,500
		16,000	
		10,500	
		42,000	
		20,000	
		30,000	
10月13日		20,000	82,500
		22,000	
		20,000	
		10,500	
		10,000	
10月14日		8,250	120,250
		20,000	
		16,000	
		16,000	
		16,000	
		16,000	
		14,000	
		14,000	
10月15日		10,500	67,500
		17,000	
		16,000	
		24,000	

本件支出明細表における平成11年9月ないし12月中の日払のホステスに対する給与手当の支払先の明細表

日付	支出先	金額	日計
10月16日		22,000	128,500
		14,000	
		16,000	
		14,000	
		10,500	
		20,000	
		32,000	
10月18日	本件収支表(乙4・39ページ)	136,000	136,000
10月19日		24,000	129,750
		24,000	
		15,000	
		16,000	
		9,750	
		19,000	
		22,000	
10月20日		20,000	117,750
		9,750	
		5,000	
		25,000	
		24,000	
		24,000	
		10,000	
10月21日		20,000	173,000
		9,000	
		17,000	
		16,000	
		24,000	
		24,000	
		23,000	
		20,000	
		20,000	

本件支出明細表における平成11年9月ないし12月中の日払のホステスに対する給与手当の支払先の明細表

日付	支出先	金額	日計
10月22日		18,000	177,500
		15,000	
		16,000	
		14,000	
		10,500	
		5,000	
		24,000	
		20,000	
		5,000	
		5,000	
		25,000	
		20,000	
10月23日		3,000	97,500
		18,000	
		18,500	
		18,000	
		25,000	
		5,000	
		10,000	
10月25日		16,000	96,750
		16,000	
		20,000	
		10,000	
		9,750	
		25,000	
10月26日		9,750	99,750
		16,000	
		16,000	
		16,000	
		20,000	
		22,000	

本件支出明細表における平成11年9月ないし12月中の日払のホステスに対する給与手当の支払先の明細表

日付	支出先	金額	日計
10月27日		28,000	121,750
		20,000	
		10,000	
		14,000	
		9,750	
		20,000	
		20,000	
10月28日		14,000	145,500
		16,000	
		20,000	
		10,500	
		15,000	
		22,000	
		24,000	
		24,000	
10月29日		6,000	127,000
		16,000	
		14,000	
		16,000	
		20,000	
		15,000	
		5,000	
		35,000	
10月30日		16,000	142,000
		17,000	
		16,000	
		20,000	
		9,000	
		20,000	
		24,000	
		20,000	
		小計	2,879,000

本件支出明細表における平成11年9月ないし12月中の日払のホステスに対する給与手当の支払先の明細表

日付	支出先	金額	日計
11月1日		20,000	122,500
		10,500	
		17,000	
		10,000	
		10,000	
		24,000	
		10,000	
		21,000	
11月2日		10,000	124,500
		7,500	
		17,000	
		16,000	
		20,000	
		20,000	
		10,000	
		24,000	
11月3日		20,000	143,000
		9,000	
		14,000	
		20,000	
		20,000	
		30,000	
		25,000	
		5,000	
11月4日		3,500	157,500
		16,000	
		16,000	
		16,000	
		20,000	
		10,000	
		10,000	
		5,000	
		20,000	
		17,000	
		24,000	

本件支出明細表における平成11年9月ないし12月中の日払のホステスに対する給与手当の支払先の明細表

日付	支出先	金額	日計
11月5日		10,500	134,500
		14,000	
		20,000	
		10,000	
		10,000	
		22,000	
		24,000	
		24,000	
11月6日		10,000	124,900
		10,000	
		10,500	
		20,000	
		20,900	
		21,500	
		22,000	
		10,000	
11月8日		10,000	134,000
		10,000	
		16,000	
		20,000	
		9,000	
		14,000	
		21,000	
		10,000	
		24,000	
11月9日		9,750	139,650
		20,000	
		19,000	
		16,000	
		10,000	
		10,000	
		20,900	
		10,000	
		24,000	

本件支出明細表における平成11年9月ないし12月中の日払のホステスに対する給与手当の支払先の明細表

日付	支出先	金額	日計
11月10日		8,250	94,250
		20,000	
		24,000	
		20,000	
		22,000	
11月11日		4,500	129,500
		14,000	
		16,000	
		16,000	
		15,000	
		24,000	
		20,000	
		20,000	
11月12日		20,000	110,000
		18,000	
		25,000	
		27,000	
		20,000	
11月13日		16,000	141,000
		16,000	
		22,000	
		24,000	
		5,000	
		10,000	
		20,000	
		28,000	
11月15日		5,000	151,000
		17,000	
		20,000	
		12,000	
		20,000	
		25,000	
		28,000	
		24,000	

本件支出明細表における平成11年9月ないし12月中の日払のホステスに対する給与手当の支払先の明細表

日付	支出先	金額	日計
11月16日		20,000	137,400
		14,000	
		9,000	
		12,000	
		22,500	
		20,900	
		24,000	
		15,000	
11月17日		9,750	129,750
		20,000	
		24,000	
		14,000	
		14,000	
		20,000	
		28,000	
11月18日		18,000	166,500
		20,500	
		20,000	
		10,000	
		22,000	
		24,000	
		27,000	
		15,000	
		10,000	
11月19日		16,000	135,000
		19,000	
		9,000	
		14,000	
		20,000	
		24,000	
		28,000	
		5,000	

本件支出明細表における平成11年9月ないし12月中の日払のホステスに対する給与手当の支払先の明細表

日付	支出先	金額	日計
11月20日		10,000	158,000
		16,000	
		14,000	
		15,000	
		36,000	
		16,000	
		28,000	
		23,000	
11月22日			
11月23日		28,000	129,000
		5,000	
		17,000	
		27,000	
		16,500	
		20,000	
		10,500	
		5,000	
11月24日		5,000	53,000
		10,000	
		18,000	
		20,000	
11月25日		20,000	110,500
		16,000	
		9,500	
		27,000	
		18,000	
		20,000	
11月26日		18,000	124,000
		20,000	
		18,000	
		28,000	
		10,000	
		30,000	

本件支出明細表における平成11年9月ないし12月中の日払のホステスに対する給与手当の支払先の明細表

日付	支出先	金額	日計
11月26日		18,000	125,600
		10,500	
		14,000	
		28,000	
		19,100	
		36,000	
11月29日		14,000	122,000
		18,000	
		10,000	
		5,000	
		28,000	
		27,000	
		20,000	
11月30日	本件収支表(乙4・72ページ)	114,171	114,171
小計			3,211,221
12月1日		6,500	100,300
		25,000	
		36,000	
		16,800	
		16,000	
12月2日		8,500	60,500
		25,000	
		27,000	
12月3日		28,000	28,000
12月4日		5,000	41,000
		10,000	
		26,000	
12月6日		10,000	61,000
		24,000	
		27,000	
12月7日		16,200	25,700
		9,500	
12月8日		10,500	54,500
		16,000	
		28,000	
12月9日			
12月10日		10,000	10,000

本件支出明細表における平成11年9月ないし12月中の日払のホステスに対する給与手当の支払先の明細表

日付	支出先	金額	日計
12月11日		6,000	34,000
		28,000	
12月13日		10,500	37,500
		27,000	
12月14日		10,000	10,000
12月15日			
12月16日		10,000	37,000
		27,000	
12月17日		96,000	110,500
		9,500	
		5,000	
12月18日		80,000	93,500
		8,500	
		5,000	
12月20日		10,000	64,000
		27,000	
		27,000	
12月21日		9,000	9,000
12月22日	本件収支表(乙4・92ページ)	15,000	15,000
12月23日		9,000	36,000
		27,000	
12月24日		7,500	12,500
		5,000	
12月25日		10,500	91,500
		5,000	
		46,000	
		30,000	
12月27日		8,500	94,000
		23,500	
		5,000	
		27,000	
		30,000	
12月28日		10,000	35,000
		5,000	
		20,000	
12月29日		9,000	19,000
		10,000	

本件支出明細表における平成11年9月ないし12月中の日払のホステスに対する給与手当の支払先の明細表

日付	支出先	金額	日計
12月30日		45,000	72,000
		27,000	
小計			1,151,500
合計			11,386,931

- (注) 1 本表は、平成11年9月ないし10月の本件支出明細表(乙4)及び本件収支表(乙3)に基づいて、原告が日払のホステスに対する給与手当の支払先及び金額をそれぞれ移記したものである。
- 2 は、営業日であるが本件収支表(乙4)及び本件支出明細表(乙5)ともに保存のない日である。

被告による原告のBに係る各期払のホステスに対する給与手当

(単位：円)

	実額		推計		合計	
	①収入金額	②各期払給与	③収入金額	④各期払給与	⑤収入金額 (①+③)	⑥各期払給与 (②+④)
平成11年7月			35,377,650	8,773,658	35,377,650	8,773,658
平成11年8月			36,320,130	9,007,393	36,320,130	9,007,393
平成11年9月	35,796,500		1,448,370	9,236,728	37,244,870	9,236,728
平成11年10月	32,566,000		2,654,190	8,734,608	35,220,190	8,734,608
平成11年11月	31,219,500	7,136,863	1,476,090		32,695,590	7,136,863
平成11年12月	30,597,000	9,135,973	2,564,100		33,161,100	9,135,973
合計	130,179,000	16,272,836	79,840,530	35,752,387	210,019,530	52,025,223
収入金額に対する実 額各期払給与の割合 (16,272,836÷65,856,690)		24.8%	各月の合計収入金額のうち 11月及び12月の合計金額 (32,695,590+33,161,100)		65,856,690	

(注)「①収入金額」及び「③収入金額」の各欄記載の数値は、それぞれ、別表Bの「③金額」及び「⑥金額」の各欄記載の数値を移記したもの。

## 平成11年11月、12月中の各期払のホステスに対する給与手当の支払先の明細表

日付	支出先	金額	日計
11月上旬期		254,500	2,166,313
		151,325	
		78,000	
		203,200	
		167,475	
		209,513	
		220,675	
		138,225	
		1,050	
		126,750	
		115,000	
		66,450	
		49,250	
		93,000	
		177,075	
	114,825		
11月中旬期		2,601,063	2,601,063
11月後期		204,200	2,369,487
		144,300	
		122,975	
		227,600	
		196,287	
		176,600	
		251,175	
		172,325	
		187,500	
		174,275	
		170,900	
		177,600	
		92,500	
		1,000	
		23,750	
	46,500		
小計			7,136,863
		264,000	
		58,800	
		134,700	
		128,150	

## 平成11年11月、12月中の各期払のホステスに対する給与手当の支払先の明細表

日付	支出先	金額	日計
12月上旬		266,200	3,287,037
		234,850	
		244,287	
		126,150	
		156,075	
		113,800	
		231,125	
		160,350	
		110,550	
		77,700	
		93,650	
		184,100	
		167,600	
		106,200	
		91,000	
		163,750	
		59,250	
	12月中旬		
		190,700	
		74,000	
		133,750	
		138,362	
		100,250	
		222,100	
		217,925	
		108,200	
		135,175	
		185,050	
		91,600	
		124,775	
		125,200	
		77,700	
		44,450	
		149,525	
		173,500	
	77,700		
	60,600		
	60,675		

平成11年11月、12月中の各期払のホステスに対する給与手当の支払先の明細表

日付	支出先	金額	日計
		149,750	
		100,050	
		114,750	
		241,200	
		14,200	
		170,425	
		147,200	
		166,200	
		272,275	
		239,112	
		7,150	
		165,200	
		4,125	
12月下旬		245,000	2,906,649
		65,825	
		193,700	
		103,450	
		69,487	
		168,050	
		153,750	
		96,800	
		209,750	
		43,250	
		130,500	
	小計		9,049,473
	合計		16,186,336

(注) 本表は、本件給与手当ノート(乙6の1及び2)及び本件給与手当一覧表(乙7の1ないし3)に記載された各期払のホステスに対する給与手当の支払先及び金額をそれぞれ移記したものである。

## 被告による原告のBに係る男性従業員の給与手当

(単位：円)

	実額		推計		合計	
	①収入金額	②男性従業員給与	③収入金額	④男性従業員給与	⑤収入金額 (①+③)	⑥男性従業員 給与 (②+④)
平成11年7月			35,377,650	1,308,974	35,377,650	1,308,974
平成11年8月			36,320,130	1,343,845	36,320,130	1,343,845
平成11年9月	35,796,500		1,448,370	1,378,061	37,244,870	1,378,061
平成11年10月	32,566,000		2,654,190	1,303,148	35,220,190	1,303,148
平成11年11月	31,219,500	1,218,413	1,476,090		32,695,590	1,218,413
平成11年12月	30,597,000	1,188,090	2,564,100		33,161,100	1,188,090
合計	130,179,000	2,406,503	79,840,530	5,334,028	210,019,530	7,740,531
収入金額に対する実額 男性従業員給与の割合 (2,406,503÷65,856,690)		3.7%	各月の合計収入金額のうち 11月及び12月の合計金額 (32,695,590+33,161,100)		65,856,690	

(注) 「①収入金額」及び「③収入金額」の各欄記載の数値は、それぞれ、別表Bの「③金額」及び「⑥金額」の各欄記載の数値を移記したものである。

## 別表E付表

## 11月、12月中の男性従業員に対する給与手当の支払先の明細表

(単位：円)

	支払先	金額	月計
11月		283,015	1,218,413
		379,515	
		210,083	
		345,800	
12月		364,370	888,090
		84,370	
		93,550	
		345,800	
合計			2,106,503

(注) 本表は、本件給与手当ノート(乙6の1及び2)及び本件給与手当一覧表(乙7の1ないし3)に記載された男性従業員に対する給与手当の支払先及び金額をそれぞれ移記したものである。

## 被告による原告の減価償却費

減価償却資産の名称等	取得年月	㊦取得原価	㊧償却の基礎となる金額	耐用年数	㊨償却率	㊩償却期間	㊪必要経費に算入する金額 (㊧×㊨×㊩)
		円	円	年		月	円
間仕切	平成11年7月	730,000	657,000	3	0.333	6/12	109,390
	平成11年10月	350,000	315,000	10	0.100	3/12	7,875
S	平成11年6月	6,950,000	6,255,000	3	0.333	7/12	1,215,034
T	平成11年6月	800,000	720,000	4	0.250	7/12	105,000
U	平成11年6月	892,500	803,250	2	0.500	7/12	234,282
R	平成11年6月	400,000	360,000	2	0.500	7/12	105,000
Q	平成11年11月	680,000	612,000	2	0.500	2/12	51,000
合計							1,827,581

## (別紙B) 原告の主張する必要経費

必要経費の項目	年月日	項目	金額 [単位は円]
仕入金額	9月30日		1496200
	10月26日		60900
	12月30日		403048
給与手当			97594546
燃料費	7月13日		48
	8月26日		3245
	11月24日		7160
旅費交通費	9月8日		15000
	7月6日		70000
	7月9日		20000
	7月10日		10000
	7月16日		10000
	7月19日		5000
	9月5日		200
	9月30日		1260
	11月27日		15000
	接待交際費	11月1日	
12月7日			7000
減価償却費	12月31日		1058400
消耗品費	7月31日		165000
	9月2日		300
	9月14日		60000
	9月30日		450000
	9月30日		669500
	9月30日		242900
事務用品費	9月3日		2204
支払手数料	7月1日		1000000
	7月31日		300000
	8月31日		300000
	9月30日		300000
	10月31日		300000
	11月30日		300000
	12月31日		300000
販売手数料	10月29日		300000
報酬	8月5日		4200000
	9月5日		4100000
	10月5日		4300000
	11月5日		4150000
	12月5日		4450000
	12月31日		3150000
支払利息	6月20日		1500000
	6月20日		120000
	6月20日		200000
	6月20日		600000
	6月20日		800000
	6月20日		100000
	7月20日		1500000
	7月20日		120000
	7月20日		200000
	7月20日		600000

	7月20日		800000
	7月20日		100000
	8月20日		1500000
	8月20日		120000
	8月20日		200000
	8月20日		600000
	8月20日		800000
	8月20日		100000
	9月20日		1500000
	9月20日		120000
	9月20日		200000
	9月20日		600000
	9月20日		800000
	9月20日		100000
	10月20日		1500000
	10月20日		120000
	10月20日		200000
	10月20日		600000
	10月20日		800000
	10月20日		100000
	11月20日		1500000
	11月20日		120000
	11月20日		200000
	11月20日		600000
	11月20日		800000
	11月20日		100000
	12月20日		1500000
	12月20日		120000
	12月20日		200000
	12月20日		600000
	12月20日		800000
	12月20日		100000
その他	7月10日		250000
	7月28日		730000
	8月20日		2174
	8月20日		115500
	8月20日		13860
	8月26日		37146
	8月26日		41269
	10月7日		560